

平成27年第3回定例会

一宮町議会会議録

平成27年9月17日 開会

平成27年9月17日 閉会

一宮町議会

平成27年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月17日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	12
志田延子君	12
藤乗一由君	14
鵜野澤一夫君	35
渡邊美枝子君	40
畑場博敏君	46
袴田忍君	54
鵜沢一男君	58
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	62
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	66
報告第3号の上程、説明、質疑	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第3号の上程、説明	71

日程の追加	76
保育所建設特別委員会設置の件について	76
議案第3号の質疑、討論、採決	81
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
日程の追加	100
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
閉会の宣告	103
署名議員	105

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 17 日 （ 木 ）

平成27年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成27年9月17日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
会計管理者	峰島勝彦	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	まちづくり推進課長	小柳一郎
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	塩田健	保育所長	井上高子
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 鵜澤あけみ

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 認定第 1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 報告第 1号 平成26年度一宮町健全化判断比率について
- 報告第 2号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第八 報告第 3号 一宮町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第九 議案第 1号 一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第 2号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第十一 議案第 3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十二 議案第 4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十三 議案第 5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十四 議案第 6号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十五 議案第 7号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十六 同意案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第一 保育所建設特別委員会設置の件について
- 追加日程第二 発議第 1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

開会 午前 9時03分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） おはようございます。

あいにくの天候の中、早朝よりご参集をいただき、まことにご苦労さまです。

本定例会は、6月定例会と同様に、地球温暖化対策と節電対策を目的にノーネクタイで会議を開催いたします。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから平成27年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告3件、条例の一部改正2件、一般会計及び特別会計合わせて5件の補正予算、そのほか、人事案件が1件あります。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

1番、藤井幸恵君、2番、小林正満君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成26年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成26年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会臨時会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、平成26年度の決算の状況でございますが、一般会計のほか、4つの特別会計につきましては、5月31日をもちまして出納を閉鎖いたしました。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入74億2,048万5,000円、歳出は70億379万1,000円で、歳入歳出差引額は4億1,669万4,000円となりました。

新庁舎建設工事や一宮小学校屋内運動場の耐震改修工事、役場下幹線農道、通称下ノ原通りにおける歩道の新設工事など、大型公共事業の終了に伴いまして、歳入歳出とも、平成25年度に比べますと、約8億円の決算規模の縮小でございます。本定例議会におきまして、決算の認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、今定例議会で報告いたしますが、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態をあらわしております。

次に、防災関係ですが、6月23日から24日にかけて区長会の視察研修とあわせ、自主防災会の合同研修としまして、宮城県山元町へ区長、自主防災会の会長、町関係者の計20人で視察をしてまいりました。まず、高台から町を望み、一宮町とそっくりな地形に参加者は皆驚き、実際に現地を見て、何もなくなってしまった一面の平野に津波の威力や恐ろしさを実感し、改めて防災や減災に対する意識を強く持ったものと思います。さらなる対策の促進に向けて、非常に有効な視察であったと思います。

次に、常備消防関係ですが、以前より総務文教常任委員会や議会で、南消防署の建てかえ、移転についてご意見をいただいておりますが、場所の選定については町で検討しなければなりません。そこで、広域で行った調査結果を参考にしまして、ことしの1月に、議長、広域議員、消防委員、南消防署の署長、支団長、区長会長と町で、これまでの経緯と調査結果について協議をし、6月には調査結果に近い場所を町で数カ所選定しまして、そのメンバーで実際に現地踏査を行いました。その中で、皆さんの意見を踏まえまして、4カ所程度の候補地に絞り、今後は広域消防本部と協議を進めてまいりたいと思います。

次に、ことしは戦後70年という節目を迎え、町では戦後70年事業に取り組んでおります。

5月から12月までの間、戦争体験についてお話しただけの方を募り、記録をしていく、戦後70年聞き取り調査や、日本非核宣言自治体協議会から資料をお借りして、ヒロシマ・ナガサキ原爆のポスター、パネルの展示、図書の閲覧を8月24日から9月14日までの3週間、役場1階ロビーにて、巡回原爆展を行いました。

また、議員の皆様にもお知らせさせていただきましたが、10月6日に中学校の中庭におきまして、被曝クスノキ2世植樹式を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、地方創生につきましては、急速な人口減少に歯どめをかけ、今後も持続的に社会を維持していくため、将来の人口展望となる一宮町の人口ビジョンと、平成27年度から5年間にわたる雇用、子育て、人口増加などに関する取り組みの目標をまとめた一宮町総合戦略の策定を進めております。本町としては、25年後の2040年に今と変わらぬ人口を維持することを目標としまして、大学の教授や町内の各関係団体長など、有識者の皆様からご意見をいただきながら、人口ビジョン及び総合戦略の原案を作成してまいりました。さらに9月10日からはパブリックコメントを実施し、町民の皆様から多様なご意見をいただいた後、10月末に計画を完成させる予定です。

次に、東京五輪正式種目を応援する首長連合について申し上げます。

この9月末に、東京五輪組織委員会が、オリンピックの追加種目を決める予定です。その最終候補に野球や空手とあわせてサーフィンが残っております。そこで私が発起人となり、全国各地のサーフィンの盛んな市町村に、2020年の東京五輪にサーフィンが正式種目になることを願い、全国各地で連携し、オリンピックに向けた市民意識の高揚を図ってまいりましょうと、参加と協力を呼びかけました。北は秋田県の由利本荘市の市長さんから、南は宮崎県の日南市の市長さんまで、30名の市町村長からご賛同いただいております。

7月17日には、東京都渋谷区にあります日本オリンピック委員会が入る岸記念体育館にて、この首長連合の設立目的などにつきまして、記者発表をしてまいりましたところ、新聞やテレビなどの報道で大きく取り上げていただきました。

8月2日には、本町新浜区在住の大原洋人君が、アメリカロサンゼルスで開催されたサーフィン全米オープンというメジャーな大会で、歴史に残る日本人初優勝という偉業を達成し、サーフィンが今後五輪の正式種目になった場合、メダル候補として名乗りを上げるなど、うれしいニュースも飛び込んでまいりました。

8月8日から9日にかけては、東北から九州までの全国25カ所の海岸で、オリンピックの夢をかなえる1万人のビーチクリーンと題しまして、全国一斉の海岸の清掃を行いました。

た。本町においては、8月8日の朝8時から、一宮海水浴場に約300人の一般住民の方々が集合し、サーフィン正式種目に向けたアピールをいたしました。この首長連合の活動につきましては、一宮町へのオリンピック誘致を目的としたものではありませんが、もし本当にサーフィンがオリンピックの正式種目に決まった際には、本町の魅力や交通アクセスのよさなど、存分にアピールをし、地元海岸でオリンピック競技をごらんいただけるよう、誠心誠意努力してまいりたいと思います。

次に、7月19日、第7回渚のファーマーズマーケットとあわせまして、一宮海岸広場記念式典を開催し、約3,000人の方にご来場いただきました。この広場には約3,300㎡の広い芝生の多目的スペースや、子供たちが安心して遊べる公園遊具が配置してあります。今後は、町民の皆様の憩いの場としてご利用していただくほか、観光客の利便性の向上も目的としております。私の町長就任以降、釣ヶ崎海岸の整備、海岸有料駐車場の開設、一宮海岸広場の完成と、より多くの人に本町の海岸を気持ちよくご利用していただけるよう、整備に取り組んできたところでございますが、さらなる環境改善を図るために、今後も引き続き尽力してまいります。

次に、地域の消費喚起並びに町内経済の活性化、商店街の活性化を図るために、国の地域消費喚起型交付金を活用いたしました、一宮町得々お買物券の実施状況についてご報告いたします。

販売価格1万円で1万4,000円のお買い物ができる商品券、4,000セットを6月20日から販売したところ、わずか3日間で完売となりました。利用期限は12月31日までとなっておりますが、9月9日現在、事業者からの商品券の換金額は4,150万4,500円で、64.85%の換金率となっております。これによりまして、町内での購買促進が図られるものと考えております。

次に、夏期観光につきましては、一宮海水浴場を7月18日から8月24日までの38日間開設いたしました。ことしは7月18日の海水浴場開きのときに、県民の日長生地域行事として、南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物であります九十九里地ハマグリの販売、ハマグリ拾いのほか、地元の新鮮野菜の販売等を行い、県内外から約5,000人の観客により、大いに盛り上がりました。

海水浴場の入れ込み客は、約1万7,000人で、昨年比べ約32%の減となっております。また、恒例の納涼花火大会は、8月1日の土曜日、好天候の中で行うことができました。今回も昨年実施していただいた、君津市の福山花火工場さんに打ち上げをお願いいたしました。中でも、海上での水中花火など、その優雅さは目を見張るものがあり、訪れた来客者、約4

万5,000人からは歓喜の声が上がっております。また、ことしは花火の演出、プログラムや打ち上げのリズム、見せ方などに工夫を凝らして実施したところ、多くの方々から称賛の声がありました。厳しい経済状況の中、町内外の皆様から多額の寄附をいただき、感謝を申し上げます。

8月16日には、一宮川灯籠流しが行われ、お盆の伝統的な風物詩ということで、幻想的な明かりを持つ1,000灯に及ぶ灯籠に、一夜の夕涼みを兼ねまして多くの観客を集め、無事終了することができました。灯籠を作製してくださった方々や、流す作業にご協力をいただいた一宮川種鰻採捕組合に感謝を申し上げます。

第40回上総国一宮まつりは、9月5日土曜日に開催され、アトラクションでは小中高の児童・生徒、よさこいソーラン並びに太鼓の団体、フラダンスといった恒例的な演奏や演技のほか、空手の演武やバレエ、歌の披露など、延べ約3,500人の観客により、これも大いに盛り上がりました。

これらの事業が無事終了できましたのも、警察、消防を初め、各関係団体のご協力のおかげと、深く感謝を申し上げます。

次に、福祉関係ですが、重度心身障害者の医療費助成につきましては、先月から現物給付の方式に移行いたしました。数件の問い合わせがありましたが、支障なく移行ができたと思っております。

次に、臨時福祉給付金につきましては、9月1日から役場の1階で受け付けを開始いたしました。この制度は、消費税率が8%に引き上げられたことに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、社会保障の充実のための措置として支給するものです。今回の支給額は6,000円で加算はございません。支給されるのは、平成27年1月1日現在で、一宮町に住民票があり、平成27年度分の住民税が課税されていない人が対象となります。申請の対象者には、8月の下旬に申請書を送付いたしました。

次に、子育て世帯臨時福祉給付金ですが、今年度は児童手当の現況届の際に、給付金の申請が1回でできるように、簡素化をして受け付けを行い、10月に児童1人当たり給付金3,000円を支給いたします。また、給付金の申請にあわせまして、地方創生事業交付金を活用した5,000円の子育て応援商品券を6月から配付しております。今後、アンケート調査結果を取りまとめ、事業効果の検証を行ってまいります。

次に、現在進めております保育所整備基本計画ですが、平成28年4月に、保育所型認定こども園として開園を目指す東浪見保育所について、園舎の建築工事と進入路の整備工事が既

に始まっております。園舎は鉄骨づくりの平家で、来年3月までに完成し、進入路工事は減速板や横断歩道、駐車スペースの整備、小学校校門の移動を11月末までに完了いたします。

一方、平成29年4月開園予定の一宮保育所につきましては、前回報告しました待山地区候補地の地権者と交渉し、内諾を得たため、先月29日にこの用地についての住民説明会を開催いたしました。ここで出たご意見を踏まえて今後売買契約を行う予定です。この用地買収費と測量造成設計費用について、本議会に上程しておりますので、よろしく願いいたします。

順調に契約に至った場合、10月中旬に事業者の公募を開始し、年内には決定できる見込みです。東浪見保育所の整備の反省も踏まえまして、余裕のある日程を組んで、今後も保育所整備を進めてまいります。

健康関係事業ですが、昨年度10月から高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期接種となったことを受けまして、多くの方が接種をされました。今年度も定期接種該当年齢の方には、個別にお知らせをしたところでございます。

介護保険事業ですが、制度改正に伴い、8月から一定の所得を超える方が介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割となり、7月下旬に介護保険認定者には負担割合証を交付いたしました。また、介護予防事業として、出張介護予防教室を介護予防推進員の協力により実施しております。推進員の充実を図るため、県主催の介護度重度化防止推進員の養成研修を一宮町で10月に開催します。今後も積極的に事業を実施し、高齢者の介護予防の推進を図ってまいります。

なお、第6期事業計画に策定してあります、特別養護老人ホームの整備につきまして、平成29年度開設に向け、事業者の公募を行い、2つの事業者からの応募があり、10月上旬までに公募事業者の選定結果を町民の皆様方に公表するとともに、千葉県へ意見書を提出し、施設の整備を行ってまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

施設園芸ですが、これから農業を担っていく若手グループが立ち上がり、トマトを従来の土耕栽培ではなく、水耕に根を張らせての養液栽培に切りかえ、生産量の増大を図るための施設整備を行っています。この事業は、国の強い農業づくり交付金を活用しており、現在埋め立てが終了し、トマトハウスを建設中で、平成28年3月に完成の予定です。町としても、農業振興に向け、こうした強い意欲を持った担い手に期待し、全力で支援していきたいと考えております。

次に、ため池関係ですが、6月に洞庭湖の堤体部分に漏水による陥没が確認されました。

決壊を起こしかねない状態となっていることから、来年度の改修に向け、今回補正予算として調査設計費を計上しましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、日本ウミガメ会議ですが、この11月に開催ということで、今年度当初予算に補助金を計上しておりますが、会議開催に向けて事業内容を精査した中で、補助金の予算組み替えと、千葉県環境財団からの助成金を今回補正予算として計上しましたので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

なお、この第26回日本ウミガメ会議ですが、11月27日から29日までの3日間、シーサイドオーツカを会場として開催され、町在住の元東邦大学教授秋山章男氏による講演や、各地の調査報告及び発表、さらに砂浜や船からの観察会などが予定されております。このうち会場及び送迎用バスの借り上げ、PRポスターの作製並びに小中学校の児童・生徒が調べたウミガメと地域のかかわりをまとめた文集の印刷製本が、町で執行する事業として千葉県環境財団からの助成を受け、行うものとしております。

また、千葉県環境財団の助成対象外となる日本ウミガメ協議会が執行するものにつきましては、当初予算でも計上しておりましたとおり、減額しましたが、補助金として支出をするものです。

次に、町道の工事関係ですが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事につきましては、9月の初旬に第6回目の発注を終えました。国庫補助事業である町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事は9月の下旬に発注の予定です。

次に、一宮川の津波対策ですが、いよいよ10月初旬より千葉県において、河口から県道にかかる新一宮大橋の区間の工事に着手いたします。今年度は、かさ上げされる川岸の地盤改良と一部構造物の建設を行う予定と聞いております。

次に、交通安全対策関係ですが、ホテル一宮シーサイドオーツカ東側の町道の迷惑駐車対策として、外側線とポストコーンを設置いたしました。効果につきましては疑問視されていましたが、結果、一定の効果があり、駐車する車の数は大幅に減っています。今後も警察と協力しながら、迷惑駐車がなくなるように努力をいたします。

道路愛護の関係ですが、大塚実海と緑の基金を活用して、一宮停車場線の植樹帯の整備工事が完了し、ガザニアを植え、美しい植樹帯に生まれ変わりました。

次に、都市整備関係ですが、7月に起きました田町及び下村地区の冠水については、地域住民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたことを深くおわびをいたします。この冠水は、自動で動くはずの中央ポンプ場のポンプが故障状態となり、その故障状態の通報も本来自動で

行われ、担当職員にて故障状態を手動で解除するものですが、今回はこの通報も行われなかったことが原因で、ポンプ場から水があふれ出たものです。今後の対策としましては、通報のみではなく、メールによる配信や、ポンプ場の状況を遠隔地で確認できるようなシステムについて検討を行い、またあわせて、緊急時の人員態勢の強化を図り、再発の防止に努めます。

環境関係ですが、9月19日に一宮川河口の清掃、一宮海岸の清掃及び一宮川の堤防の草刈りを合同で実施いたします。これは、9月26日に開かれる日本最大規模の九十九里トライアスロン大会に合わせまして、大会会場周辺の清掃を中心に行われるものです。

次に、放射能汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、その結果は不検出または基準値以下となっていることから、町民の皆様への健康への影響はないと判断をしております。

学校教育関係について申し上げます。

ことしで3回目を迎える一宮町、長生村、白子町合同での中学生海外交流研修事業が実施され、8月2日から11日までの10日間、オーストラリアのブリスベンにおいてホームステイによる研修が行われました。一宮町からは6人の生徒が参加し、語学体験を中心として、大変有意義な研修であったことや、長生村と白子町の生徒たちとの友好も図られたと報告がございました。

また、6月議会で報告いたしましたサタデースクールに加えまして、2つの小学校では夏休み中における児童の学力の向上と、学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを7月28日から7月31日まで、その4日間、東浪見小学校と中央公民館で実施いたしました。学習指導には、教職員のほか、一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒や、町内の教師を目指す大学生がボランティアで指導に当たりました。参加した4年生から6年生の児童178人の学習意欲は高まり、充実した取り組みとなりました。

このほか、新しい外国語指導助手として、7月27日にシムラダク・ジョセフ・ポールさんがアメリカから来町し、2学期から中学校及び両小学校で英語の指導をしております。

学校施設整備につきましては、東浪見小学校において、グラウンドの緑化工事が行われ、芝生化されたすばらしいグラウンドが完成し、2学期から児童が授業等で利用しております。また、一宮小学校においては、グラウンド脇のモルタル吹きつけのり面改修工事を夏休みにを行い、児童の安全確保を図りました。一宮中学校においては、老朽化した駐輪場を改修し、2学期から生徒は新しくなった駐輪場を利用しております。

次に、社会教育ですが、7月5日、長生村を会場とし、第56回長生郡民体育大会が開催されました。当町の選手はふだんの実力を十分に発揮し、7種目で優勝、6種目で準優勝と健闘し、6年連続の総合優勝を果たしました。

4月より実施されました振武館及びGSSセンターの改修工事につきましては、6月に終了し、利用者の方々の利便性の向上を図ることができました。

終わりに、この定例会に認定5件、報告3件、条例の改正2件、補正予算5件、同意案1件を提案いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で私の行政報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題において2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしくお願いいたします。

それでは、町長の3期目についての考えをお伺いしたいと思っております。

玉川町政も2期目の終盤を迎えております。これまでの東浪見土地区画整理組合の解散、そして新庁舎建設と、さまざまな成果を上げてまいりました。若手職員を中心とした地方創生活活性化プログラムの一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、現在進行中の計画も多く、これらを成功させるためにも3期目の出馬はすべきと考えるが、町長の思いをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

私は平成24年、町民の皆様方から信任をいただきまして2期目を務めてまいりました。これまでの3年4カ月の期間、私は公約の実現に向けまして全力で取り組んでまいりました。

この間の歩みを振り返ってみますと、まず、災害に強いまちづくりでは、一時避難所と防災センターの役割を果たす新庁舎を完成させることができました。また、7つの自主防災組織の発足を支援し、地域の防災力を高めました。さらに、津波から町を守る土塁の整備も順調に進んでおり、一宮川の護岸のかさ上げ工事も今年度からスタートいたします。

子供たちの元気な声が聞こえるまちづくりでは、宮原の愛光保育園の園舎の建設を助成し、受け入れ可能な園児数もふえました。来年4月開園の東浪見こども園の園舎の建設工事も順調に進んでおります。また、一宮小学校体育館の耐震改修、東浪見小学校校庭の芝生化、一宮中学校駐輪場の改修など、学校施設の充実を図ってまいりました。学校図書支援員や特別支援教育支援員を新たに学校に配置したり、サタデースクールの開校や中学生の海外研修も実現してまいりました。子ども医療費の助成も高校3年生まで拡大して実施しております。

地域産業が元気なまちづくりでは、町の基幹産業である農業で、県の補助事業を活用して果樹施設園芸の施設の更新が進んでおります。新しい技術で、トマト王国一宮の復活を図る若手グループが大規模な生産施設を建設中でございます。

また、観光では、釣ヶ崎広場や一宮海岸広場、有料駐車場の整備により、首都圏からのサーファーが年々増加し、町の人口もふえております。昨年からは始まりました日本最大規模の九十九里トライアスロン大会も、町のPRに大きな役割を果たしております。

そして、長年の懸案でありました東浪見土地区画整理事業も関係者の協力をいただきまして、ついに解決をいたしました。

これらは全て町民と議会の、そして役場職員の皆様方のご理解とご協力のおかげだと深く感謝をしております。改めてお礼を申し上げます。

このように、皆様方のおかげで町は大きく前進してまいりましたけれども、JR上総一ノ宮駅東口の開設を初めといたしまして、長生グリーンラインあるいは津波避難道路の整備、一宮こども園の設置など、まだまだ未達成の事業が多く残されております。また、超高齢化社会を迎えまして、高齢者が安心して暮らせるような医療・介護の仕組みなど、解決してい

かなければならない課題も山積しております。とりわけ駅東口の開設は、一宮町がこれからも発展し続ける上で必要不可欠であるため、早期に実現しなければならないと考えております。

このように、今やらなければならないことと、将来のために今始めなければならないことを実行するために、議会の皆様と、そして町民の皆様方のご理解をいただければ、町長として引き続き全力を尽くしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございました。

今、力強いお言葉をいただきました。今まで一宮の町の町政というのは、首長さんがかわると、せっかくいいことをやっても、それが全て覆されてしまう。そういうような町政だったんですね。それでもって、せっかくこの一宮町のいいところを今まで頑張っ、観光もそうですけれども、歴史とか文化とかも一生懸命でやってくださっている現在の首長さんに、何とか頑張っ、3期目もやっていただいて、こども園の完成と、それから東口の完成を期待しております。

そして、その後も自分がこうしてやりたいと思って、町の方から信任されたらば、それをやっていただけるような後継者を育てるといこともお考えになっていただいて、ぜひ3期目頑張っ、いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） 次、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。おはようございます。

議長、進行の関係で時間の配分もでございますので、質問の順番を逆順に変えさせていただきますと思ひます。それで1点ずつ質問させていただきたいと思ひんですが、よろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、いいです。

○7番（藤乗一由君） それでは、1点目ですけれども、玉川町長の公費、この支出による出張等についてお伺いいたします。

1つ目、町長の出張の実態につきまして、資料、この内容をお示しいただきながら、その目的と結果、成果、これに対する報告の現状についてお伺いしたいと思います。余りさかのぼってもいけませんので、昨年度あたりからの資料に基づいてお願いしたいと思います。また、町長としての義務的な出席、こういったものはやむを得ないものですので、こういったものを除いた形での内容についてご説明いただきたいと思います。

次に、こうした形での公費の支出を通じての町長の政治活動につきまして、町長ご自身がどのように考え、これをどう評価しているのかということ。またさらに、この評価という点が職員から評価するわけにはいきませんので、これを委ねるには町民の皆さんにその評価を委ねるということになると思いますが、それは、きちんとよかった点、悪かった点、一宮町と比較してどうだというようなこともお示した上で、報告した上でないと正しい評価というのではないかと思います。その辺のところをご説明ください。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員からの公費支出による出張等についてお答えをいたします。

昨年度からの町長の出張につきましては、先に資料をお示ししてありますが、まず昨年度は5月に自立を目指す小規模自治体の維持と発展を図ることを目的とした、第29回全国小さくても輝く自治体フォーラムに参加をいたしました。このフォーラムは毎回異なる自治体で開催されており、昨年度は大分県の九重町で開催され、小さな町でも頑張っている自治体の取り組みについて、参考にさせていただきたく参加をいたしました。

11月には、国内のウミガメ研究者や保護団体の関係者が一堂に集まり、ウミガメの産卵状況や調査報告を発表し、意見交換を行うことを目的とする、日本ウミガメ会議が鹿児島県奄美大島で開催され、町では平成26年3月にウミガメ保護条例を制定し、保護活動を行っていることから、今後の活動の参考として知識を高めるために参加をいたしました。

また、ことしの1月には、被災地に派遣をしております職員の激励並びに表敬訪問のため、宮城県の山元町に出張し、現地視察の後、地元FMラジオ、りんごラジオに出演いたしました。山元町民への応援メッセージと一宮町のPRをしてまいりました。

今年度におきましては、6月に防災意識を高めていただくことを目的として、区長会と自主防災会合同による山元町への研修視察に参加をいたしました。7月には諸外国の地域の行

政実情を調査し、多角的な自治体経営に資することを目的とした、関東町村会主催の海外、スイス、オーストリアの行政視察に参加をいたしました。

これらお示しいたしました視察や会議等につきましては、全てではございませんが、町長日記という形で、私の感想や課題などを記しまして、役場の全職員にネットワーク配信をしております。また、その内容は町長コラムやあるいは活動報告という形で、町のホームページに載せております。町長コラムにつきましては、町の広報紙にも掲載しておりますので、ぜひごらんをいただきたいと思っております。

そして、行政運営の効果でございますが、直近では先ほどお話ししましたウミガメ会議が一宮町で開催されることになったこと。また、平成21年度のことになりますが、福島県で開催されました全国小さくても輝く自治体フォーラムで、地域と行政を結ぶ自治会担当職員制度が紹介され、これを参考にして当町でも、とまと便制度として、22年度からこれを取り入れ、現在も実施していることが挙げられます。

また、公費の支出を通じた政治活動と、活動実績の評価につきましては、貴重な財源を使って視察に参加させていただいているといった気持ちを忘れず、そこで得た知識や経験を情報公開し、役場の職員や、あるいは町民の皆様と情報の共有化をすることが大切だと考えております。それによりまして初めて職員や住民の皆さん方と一緒に考え、まちづくりをともに進めていくことができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 何点かご報告いただいたんですけれども、町民の皆さんからの評価ということについて、いま一つ不十分だなというふうに思います。

今、例に挙げられました奄美のウミガメ会議に出席したということにつきましては、確かにホームページ、広報などのご報告もあったと記憶しております。ただ、この中身にはよかったという報告しか出てこないですね。例えば一宮の海岸の置かれている状況と、奄美での今の海岸の状況はどうなのかと。それによっては、一宮の今後こういったイベントについて、あるいは今後の観光について、どういうふうにして取り組まなければいけないのか、そういった問題も出てくるはずですよ。また、現地での観光への取り組みや、観光客を受け入れるような環境、こういったものはわざわざ行ったわけですから、きちんと調査してきていただかなければ意味がありませんね。

また、こういったイベントに関する地域の方の反応、会議に対して、あるいはウミガメそ

のものに対するどういうふうな意識があるのか、こういったことは、現地のイベントに行きまして大変にぎやかでよかったというだけでは、全く町長が行った意味はございませんので、足を使って地域の方のお話をお聞きになられて、それで報告していただかなければ、全く意味がないと思います。

また、防災会の合同研修といったもので出張されたと。区長さんたちと一緒にということですが、区長さんたちとの話はいいでしょうけれども、それを町長としては地元に戻って、各地区で防災組織をつくってもらいたいという考え方で進めてきたはずですので、これをきちんと伝えて、地区ではそれぞれに抱えている問題もあるはずですから、そういったことを聞いた上で返していかなければいけない。その上で、ご自分が出張されている内容についての評価を受けるという形にならなければ意味がないと思います。

そうした、これは出張ですが、公費の支出に関しまして、その地域にということですが、これに関連しまして、町長交際費の中で少々疑問に思う点がございますので、ここであわせてお伺いしたいと思います。

町民の一部の方からお伺いした中に、この夏のシーズンの祭礼に町長または代理の副町長が、金一封を持って挨拶に行っているというようなご意見をお伺いする機会がございました。住民の方からは、そういうふうに見ていると。実態のところはどうかというのはわかりませんが、中にはありていに申し上げますと、これは選挙対策じゃないかと。あるいはどうしてうちのほうには来ないんだというような、そういう声もあるわけですね。この点が公選法の寄附行為に当たらないのか。もしそれに適合してしまうのであれば、町民に対する謝罪、あるいはその責任、こういったことについてきちんと伝えていただきたいと思います。

こうした住民の声が上がってしまうのはなぜなのかということも、あわせて考えていただきたいと思いますが、そういった場面で、どういう話題が出ているのかということも、先ほど言ったような報告と評価というところにつながるとと思いますので、その辺のところをご答弁いただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、私のほうから公費の支出に関連するもので、町長交際費の関係について再質問にお答えをいたします。

初めに、町長交際費の支出状況につきましては、町長就任当初の平成20年5月から、町のホームページで公開をしております。

それでは、ご質問の参加の内容と目的からご説明をいたします。

まず、町長は新年度当初から、とまと便担当職員を通じ、区の総会や新年会などに参加させていただき、地域の問題や区の要望など、直接お話しする機会を設けていただきたいと区長にお願いしております。参加する機会については、できれば全ての区に参加したいため、総会や新年会に限定せず、区民が集まる防災訓練や草刈り、お祭りなど、事前に区長の了解を得まして参加させていただいておるところです。その際、飲食を伴う場合は会費をお支払いして参加しているところではあります。

一部の地区の祭礼に行っているとの件でございますが、たまたま区長さんからお声がかかった区の集まりとお祭りが重なったものでありまして、祭礼への参加を目的としているものではなく、ほかの区で参加した総会等と同様に、あくまで区民と懇談会という趣旨で参加させていただいております。

次に、金一封が公職選挙法の寄附行為違反になるのではとのご質問ですが、県の選挙管理委員会にも確認をいたしましたところ、まず、ご承知のとおり、町長個人で金一封を出すことは公職選挙法第199条の2により禁止されております。しかし、町の代表としての支出でございます。公職選挙法第199条の3、公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止の中の公職にある者、すなわち町長が属する会社その他の法人または団体には、地方公共団体の町は含まれないと解されております。したがって、公職選挙法の寄附行為違反を判断する対象ではないということになりますので、違反ではないということになります。

また、前述のとおり、町は懇談会の会費という趣旨で支出しておりますので、その支出が地域住民の福祉の増進を目的として行われる、地方公共団体の経費の支出として適正であれば問題はないと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 公費を使うことでございますので、十分その成果を反映させてもらいたいということで、先ほど藤乗議員からお話ございましたけれども、私も精いっぱい、先ほど申し上げましたとおり、町長日記とか、あるいは活動報告とか、町長コラムという形で職員の皆様、あるいは町民の皆様方にお伝えしてきたことでございますけれども、なお不十分だということでございますので、これからも一生懸命に努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

お答えの内容では、いま一つどのようにというところがわからないところですが、もう一点は、住民の方から評価を受けるという部分についてどういうふうにしていくのか。あるいは現状でどういうご意見をいただいているのかというところもお聞きしたいところですが、質問の繰り返しになりますので、今後、その辺に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、恐らく時間の関係もあると思いますので、2点目のウミガメ会議とウミガメ関連事業予算に関連する問題点についてお伺いしたいと思います。

あらかじめ関連の資料を提出についてお願いしてありましたが、できれば議員皆さんにもわかっただけのような形のものということでお願いしたんですけれども、かなり割愛されましたので、私のほうで聞いている皆さん方、あるいは議事録として残ったときにわかりやすいように、できるだけ説明も加えながら進めていきたいと思っています。

それでは、玉川町長がウミガメ会議、これを実施することによって、観光あるいは移住・定住、これに効果があるという考えに基づいて、この実施を強力に進めるんだということが、前回のお答えの中で、6月の議会での質問のお答えの中でございました。これまでの広報等での、あるいは公的な場でのご説明の中でも、そのようなことがおっしゃっていたというふうに記憶しております。

それでありましたらば、まず1つ目として、この実施によって、一宮町への観光客が増加すると、そういう根拠となるような数字、こういったもの。あるいはどういう中身がそれを、観光客が増加するんだというようなことについて、定量的、定性的というふうに申し上げていいと思いますが、こういった具体的なものについて資料を提示して、金額ベースでのものについても効果を含めて説明していただきたいと思っています。

もう一点、ウミガメ会議の実施によって、移住・定住が促進されるという根拠、これも同様な中身について、具体的な資料に基づいて提示していただきたいと思っています。

はっきり言いまして、一言で言うと、全くないと考えておりますが、私としましては、恐らくこちらにいらっしゃるほとんどの方は、そう思っていると思います。内心は。実際には移住・定住であれば、どのような方々がいらっしゃるのか。どのような興味・関心を持った方がいらっしゃるのか。こういったものを予想と数値内容の目標、これもあわせて説明していただきたいんですね。

一番単純な方法論としましては、私がもしやるとしましたらば、近年一宮に移住された方に聞き取り調査をする。あるいは観光を扱うような業者さん、不動産屋さん、こういったと

ころに聞き取り調査をする。一宮だけでなく、房総、外房館山までウミガメの上陸があるわけですから、そういった地域に広げて意見を聞いてみるというのは、一つの重要な参考材料になると思いますが、恐らくほとんどないという結果になると思います。

2番目に、ほかの町の事業と比較しまして、この事業予算が余りにも多過ぎる。今申し上げた根拠が想定できないんです、私は。この想定できない根拠に基づいて、これだけ莫大な予算を支出するというのが非常識ではないかというふうに思っております。あわせて、これまでこの事業に関する事務上のさまざまな問題点もございました。こういった点について伺いたいんですが、まず、町のほかの事業予算と比較して幾つか挙げさせていただくことにします。

例えば、教育的な面で考えますと、町の図書館、図書室ですね。この図書購入費が70万円しかありません。当初予算670万でしたから、図書購入費の約10倍、これを当初予算に上げていたわけですね。また、昨年、一宮小学校の給食調理員、アレルギー対策で問題があるのではないかとということで調理員を増員していただきました。昨年度の調理員の経費264万円、本年度は369万円、約100万円上乗せしたわけですが、これによってアレルギーのお子さんもかなり安全が確保できるという状況になってきたわけですね。これはそれだけの効果があるということが認められているわけですね。

あとは、中学生のホームステイ、270万ですけれども、当初予算はこの2倍以上、一宮の中学生8名、ホームステイで夏に行っていますが、こういう予算です。サタデースクールというのがございますね。これ70万円ということですが、月2回、土曜日に3年生でしたか、2時間ほど補習をするということですが、これは約10倍ですので、当初予算は。そうすると、学年を中学生まで拡大して、しかも毎週やれるというような状況ができると思います。

にこにこサービス、これは500万くらいの予算ですけれども、県道の植栽500万かかりました。先ほどガザニアが挙がって、大変きれいな植樹帯ができたというふうにお話ししていましたが、ガザニア、本当に地べたをはっているような花ですので、正直言いましてやる前とやった後、どこが違うんだというふうに見えてしまうんですね。よく見ないとわからない。これ、もし両方合わせれば1,000万を超えるわけですから、にこにこサービスよりもデマンドバスの計画をスタートさせるというような予算にもできるはずですよ。

町道の維持管理費が年間約1,000万ほどですけれども、なかなか整備されずに小中学生の登校に危険ではないかと。あるいは側溝が危ないんじゃないかというところが、手をつけら

れないままお金がありませんと言いながら、ずっと来ているわけですね。これも先ほど申し上げた植栽も含めて、目的が違えばそれまでですけれども、これを含めてウミガメと考えれば倍になるわけです。即座にできるわけですね、そういう問題点は。

こうしたお金の使い方が、余りにも偏り過ぎているんじゃないかと、大塚基金ですから違いますという問題ではなくて、町の予算としてお金の使い方が見当外れになっていないかということ、よく考えていただきたいと思いますね。

また、手続上の問題なんですけれども、補助金を支出するに当たりまして、前年の11月末までに提出しなさいという形になっていましたが、これは前年も申し上げたように、提出されていなかった。提出しなくてもいいと、町長の裁量でという形になると思いますが、そういうことで受けて、3月の議会に提出しましたということでした。

じゃ、中身はといいますと、その中身に当初予算の予算書の中身には、飲食費200万近いものや、参加者の宿泊費の補助とか、そういったものが含まれていたにもかかわらず、議会へも説明されていなかった。また、千葉県環境財団へ助成金の要望を、昨年末に出していますけれども、その内容については、本議会に初めて中身が出されたわけです。当然修正された中身ですけれども。

また、日本ウミガメ協議会から補助金要望書が出ていなかったんです。改めて4月25日に提出させました。ということですが、これをわざわざ平成26年11月28日の日付でつくらせて、町長が提出させたものであるというふうに、私のほうにはお答えいただいております。

さらに、ウミガメ会議実行委員会というのがありますが、実行委員会の会長がいつの間にか玉川町長に、玉川孫一郎さんになっているわけですね。実行委員会、実は実行委員会の副会長、今はどうかわかりませんが、この方はNPO法人日本ウミガメ協議会にかわりまして、昨年11月に予算書を提出しております。これが要望書にかわるものということです。つまり、NPOと一心同体で補助金を幾らいただくかということを考えて出される方ですね。その方が実行委員会の副会長になりました。ですから、実行委員会というのはNPOと日本ウミガメ協議会と背中合わせ、補助金を幾らもらうようにしようかということを検討する立場なんですね、実は。もちろん使い方が主ですということになりますが、一方で玉川町長は町長として補助金をあげる立場です。あげる立場とももらう立場の人が同一人物というのはどういうものなんでしょうか。官僚の天下りがあって、企業に仕事を発注するというのがよく問題になりますが、官僚の天下りどころではなくて、同一人物が補助してあげるよ、幾らもらうよということ、お互いに決めるような立場にある。異常ですね。

こうしたかなりおかしいと、あるいは異常だというようなことは、一宮の行政、役場では日常的に行われることなんでしょうか。とてもそうとは思えないんですが。100回に1回あっても困るんじゃないかというような問題と思うんですけれども、これが一つの事業をするために、幾つも幾つも重なるわけですね。そうした問題がございます。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず、私のほうからお答えいたしますけれども、藤乗議員はかなり事実について誤認をされているんじゃないかなと思いますけれども、まずお話しさせていただきたいと思います。

ウミガメの実施による効果の根拠をデータで示していただきたいということでございますけれども、まず、この話に入る前に日本ウミガメ会議をなぜ私が、一宮町が補助金を支出して誘致をしたのか。そして、会開催の目的からこれを話をさせていただいたほうがわかりやすくだらうということで、そこからお話をさせていただきます。

昨年3月に一宮町はウミガメ保護条例を制定いたしました。第1条にはこう書いてあります。本町の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメを町と町民が一体となってこれを保護し、将来の町民に資産としてこれを継承する。これは条例の目的でございます。そして、第2条にはこう書いてあります。町の責務としてウミガメ保護の必要性について町民の理解を得るように、適切な措置をするよう定めております。まさに今回の日本ウミガメ会議は、この条例の基本理念に沿うものであると私は考えております。

ですから、先に申し上げますけれども、目的は2つございます。まず第1は、ウミガメ保護の必要性について町民の理解を得て、町の宝である豊かな自然環境を守っていく。そして私たちの子供や孫に伝えていく。これが会開催の第1の目的でございます。

そして、第2の目的でございますけれども、この10年間に、きょうも新聞記者がいらっしゃいますけれども、この外房地域で唯一人口が減っていない、ふえている町は一宮町でございます。10年間約2.8%も増加をしております。これは藤乗議員もお認めのことだと思います。その中で、豊かな自然環境の中で子供を育てたいという、子育て世代の移住がふえていることが大きな特徴だと私は考えております。

そして、今回の日本ウミガメ会議の開催は、我が一宮町がウミガメが上陸して産卵するような豊かな自然環境の町であるということを全国に発信する絶好の機会だと私は考えております。その効果は、移住促進とか観光客の増加のさまざまな波及効果をもたらすものと期待

しておりまして、これが第2の目的になります。

ですから、議員は他の事業と比較して予算が多過ぎるとお考えのようでございますけれども、今後町に及ぼすこのようなさまざまな波及効果を考えますと、決して多額の予算とは、私は考えておりません。

したがいまして、ウミガメ会議実施による効果のデータの根拠の事でございますけれども、町としましては、先ほど会開催の効果、例えば開催時の参加者は何人だとか、あるいは宿泊者、そういうものではなくて、海岸の環境保全、そういった町民の意識の形成でございます。そしてまた、町のこの豊かな自然環境を全国に発信していく。こういった効果の中長期的なスパンでこれは当然あらわれてくると思いますので、議員がお求めのようなデータとしてはございませんので、ご了承いただきたいと思います。

きょうも新聞記者の方お見えになっておりますけれども、会議開催が決まった2月以降、朝日、読売、毎日、産経、千葉日報と、各新聞社がこの会議開催を大きく取り上げていただきました。そしてその結果は、自分が住んでいる一宮町にウミガメが上陸して産卵するというのを全く今まで知らなかった、今回の記事によって初めて知ったという町民の声をたくさん私は聞いております。また、今回の報道で、我が一宮町がウミガメが産卵する豊かな自然環境に恵まれた町だということも、強く発信することができました。

1つお話を申し上げますと、今回、夏にいろいろなイベントを実施いたしましたけれども、その方がアサヒビールの方でございましたけれども、その方がお話を終わった後に、実は一宮町でウミガメ会議を開催するってすごいですねという話に入りまして、私は個人的には、四国にウミガメの産卵する町があるんですね。これもやはり何年か前に日本ウミガメ会議を開催するんですけども、実はそこに私行ったことがありますと、どうして行ったんですかと聞いたら、実はそこはウミガメが上陸して産卵するときは、宿泊客に、ホテルとか旅館だと思っておりますけれども、きょうこれからウミガメが来ていますよという形で、ウミガメの産卵場所までご案内するんだそうです。そういうこれが1つの、さっき言いましたけれども、そのため、実際に行ってみたときには、自分が泊まったときにはそれはなかったと。だけどそういうわざわざ、東京に住んでいる方がわざわざ時間をかけ、そして休みをとってまでウミガメの産卵を見たいというお客さんもいらっしゃるということを私はお聞きいたしました。

藤乗議員も、これは当然いろいろな環境に対して知識の深い方でございますのでご存じだと思いますけれども、ウミガメというのは、単なるウミガメではなくて、自然環境が豊かだということの一つの象徴なんですよ。ですから別にウミガメというものを切り口にして、

一宮町は大変豊かな自然環境だということを、伝えるがためによい素材ではないかと考えております。

そして、先ほど言いました2点目の多過ぎる予算の根拠、そして問題点につきましては、この後担当課長から詳しくお話しさせていただきますけれども、私のほうから2点だけ申し上げます。

1つは、先ほど具体的な町の予算の事業と比較して多過ぎるのではないかと。例えばアレルギー対策とか、本の購入の10倍だとかいうお話がありましたけれども、また、デマンドバス、いわゆるにこにこサービスの2倍になると。ここで藤乗議員もご指摘だと思いますけれども、これはいわゆる大塚基金を活用して使っているわけですね。大塚基金は条例で環境目的以外に使ってはいけないというふうになっているわけです。ですから幾ら藤乗さんがウミガメ会議ではなくてこちらのほうに使っていただきたいと言っても、これは条例上できないわけでございます。その辺は藤乗議員も十分知った上でご質問しているのかどうか、私は疑問に思います。

それからもう一つは、さっき実行委員会の話がありましたけれども、これは予算の使い道を考えるための実行委員会ではございません。あくまでもウミガメ会議を一宮町で開催するために、町とそしてそういった関係団体が協力し合って大会を成功させようということで実行委員会を開催するわけでございます。実行委員会に町が支出しているわけではございません。後で補正予算が出ていますので見ていただければわかりますけれども、町が行う事業と、そしてウミガメ協議会が行う事業とは別々でございます。その2の事業が同じ目的に向かってやるのであるから、同じテーブルについて実行委員会をやっているということでございます。これは昨年行いましたトライアスロン大会も私が実行委員会の委員長をやっております。そういうものでございますので、これについては藤乗議員が少し思い違いをしているのではないかと思います。あとは課長から答えさせます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、2点目の手続上の問題点と、それに対する対応についてということでお答えいたします。

まず、手続上の問題点についてでございますが、補助金要望書の日付が提出日と異なる点は、補助金要望は当町での開催が正式には決定していませんでしたが、予算計上に必要なことから平成26年11月14日に、収支予算書が補助金要望書として提出されました。このウミガ

メ会議は、継続して補助金を支出する事業ではないことから、町の補助団体が例年使用する補助金要望書等の様式ではなく、収支予算書をもって補助金を計上したものでございます。その後、予算資料提出締め切り後の平成26年11月28日に、正式に一宮町での会議開催が決定し、その後27年3月に新年度予算が議決されました。

今後の対応といたしましては、補助金要望書の様式を整備するとともに、後日そのような事務の流れの経過が不明にならないような対策は講じる考えでございます。今回、事業の内容を精査した中で、町が主体となり、千葉県環境財団の助成を受け実施するもの、先ほど町長が説明しましたが、そのほかでウミガメ協議会に対して補助金として支出するものと、きちんと整理をして、補正予算として計上しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 根拠となる数字はないというお答えというふうにお聞きいたしました。

また、お金の使い方が目的が違うということを理解しているのかということをおっしゃいましたが、私の説明の中でそれは言ったと思います。大塚基金はとは言いませんでしたが、目的が違うとおっしゃるでしょうけれどもともいいました。ですから、町全体のお金の使い方としておかしいのではないか、バランスがとれないものではないんですかという意味で申し上げたつもりなんです、少々勘違いされたかと思います。

実行委員会につきましては、私は補助金はどうなるのですかということで、事業課のほうに、実行委員会の事務局が事業課にございますので尋ねました。今精査しているところなんですということでしたので、実行委員会に私は尋ねていったわけですね。実行委員会で補助金の中身について精査していますというお答えをいただいているんです、私は。それで質問に関しては全て実行委員会を通していただきたいというふうに、私は事業課長から、そうしてほしいという要請をいただいておりますので、その要請に基づいて応答していたわけです。

1つだけお答えいただけていないところがあるんですが、こうした幾つかの事務上の問題点というのが、役場では日常的に行われるものなんですかというふうにお話ししましたが、この辺はどうなんでしょうか。それをお答えいただかないと、次の再質問に移れないんですけれども。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私が知る限りにおきまして、先ほど課長がお話し申し上げましたけれども、今回のケースは毎年行われております補助団体に対する助成ではなくて、あくまで

も1回限りの大会ということですから、こういう大会というのは、去年やったトライアスロン以外はないんですね。ですから、こういう事例は今までもございません。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） では、今の点について再質問させていただきます。

私5点ほど、今申し上げたんですけれども、仮にないとおっしゃったので、100分の1もないことだと思いますけれども、百歩譲って10回に1回程度と考えれば、10回に1回が5重に重なれば10万分の1ですよね。10万回に1回しかない。もちろん町の町民と個人に対するような手続、そうしたものは除いてですけれども、そういったことがあってはならないんじゃないかと思います。それだけの確率でしかあり得ないというものはやってはいけないということですよ、本来。

そうした考え方がないのか、そこを押してまで無理を、とにかく無理を押してまでやってはいけない内容のものをやるというようなことを、町長はどうお考えなのでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） また藤乗さんと私は意見が違うんですけれども、私が言ったのは、こういった事例というか、さっき言ったいわゆる大きな大会を、全国大会のような大きな大会を開催したことが今までなかったということなんです。初めてことしあったということなんです。逆に言えば。

しかも先ほど申し上げましたように、補助金の要望書というのが、毎年町のほうで補助金からいただいています体育協会とか、あるいはそういった町の団体がありますけれども、そういう団体が使う、いわゆる補助金要望書というのがあるんですけれども、そういう様式にはなじまないものだったんですね。ですから、担当者がそれは必要ないと考えて、それを相手に要望しなかったというだけでございまして、先ほど藤乗議員がおっしゃったように、絶対あってはならないような重大なミスだという形ではございません。要するに、今までそういう事例がなかったというだけの話でありまして、そういうのがなかったからそれが重大なミスだというのは、ちょっと藤乗さんのご理解が私は承服できません。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） わかりました。考え方が違うということで、特殊でもいいんだというお考えだというふうにお聞きいたしました。

それでは、最後の保育所計画の問題点についてお伺いしたいと思います。

3つ、4つお聞きしたいことがあります。保育所運営の今後の財政上の見通しについて、民営、公営、こうしたものを比較資料をご説明の上、お伺いしたいと思います。

この民営化に関しては、私は当初から疑問の点を申し上げておりました。将来的な財政計画というのも一旦は出されておりますけれども、それはあくまで子供の数ですとか、町の状況ですとかということが特定の状況においてというだけで出されているものなので、こういった予測に関してはかなりの幅を持たせて、よかった場合、悪かった場合というふうにするべきではないかなと思います。町の財政面から考えて、どういうふうな状況になるかという予測があつてしかるべきではないかなと思います。

また、次に、一宮町総合計画の基本方針と、保育所の矛盾点、どう解消するのかという点をお聞きしたいんですが、これは一宮町総合計画の中の幼年期、小さいお子さんですね。6歳以下のお子さんに対する教育という面での基本方針の中に、将来町を担うべき人を育てる。この理念に基づいて子育て、教育の場をつくっていきますというふうに記載されております。

これに基づいて進むのだと思いますが、例えば愛光保育園さんは、みずからの園の運営理念に基づきまして、キリスト教の精神に基づいて、その保育・教育、これを進めていらっしゃいます。また、民営化で東浪見のこども園は愛光保育園さんが実質担うわけですが、じゃ、新たな一宮こども園、これは民営化によってどのような方がいらして、どのような形で運営するかということとはわかりません。それぞれの園の運営方針に基づきまして進んでいくわけですが、ここに将来町を担うべき人を育てるといふ、基本的な町の理念、それが十分伝わるような教育、子育てが担保できるものなのだろうか。その辺のところは曖昧ですね。それにもかかわらず、民営化を進めるということについて、この基本方針に反するおそれがあると考えます。

一応対策として、もし仮にこれを解消するのであれば、経営条件の中に一宮こども園の運営を民間に任せる場合に、経営にかかわる理事、これを町の方、あるいは役場の中から、過半数以上を入れるというような条件をつけると、こういうことは以前にも申し上げたことがあります。そういったものがなければ、担保できないのではないかとこのように考えます。その点についてお答えいただきたいと思います。

また、3点目について、保育所総合計画の町民への周知の現状、各種の問題点、その対策、それから今現在では急ぎ過ぎる計画というふうに考えておりましたが、これについてお答えいただきたいんですけれども、これにつきましては、現在これまでに住民への説明会等も行わ

れていましたが、解決策自体が決定していない問題などもございます。これをどういうふうにして進めていくか。それから、急ぎ過ぎる計画というのがありますが、これにそもそも問題があると考えておりますが、今後どういうふうに対応するのか。最後に、民営化そのものに対する問題点への対応を伺いたいと思います。

東浪見のこども園がまだスタートしておりません。スタートしていなくて、状況がわからないという部分がたくさんある。その辺をきちんと見据えた上で進めるというのが、町としては責任を持った対応ではないかと考えております。

以上についてお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） それでは、私のほうから1点だけお話しさせていただきます。

まず急ぎ過ぎではないかという点でございますけれども、まず保育所移設につきましては、平成24年3月議会で議論がされております。そして25年12月に民営化を含めた検討を今後進めていくという、私は町長答弁をしております。

これらの経過を踏まえまして、保育所の整備につきまして、子ども・子育て支援事業の開始に伴い、子ども・子育て会議での検討報告を受け、8月に議員説明、そして9月に議会でもご意見をいただきました。また、先進地視察ということで、群馬県の桐生市社会福祉協議会が運営する保育所の視察も、議員の皆様方と一緒に伺いました。そして、そういったご協力をいただきながら、一宮町保育所整備計画の策定を進めてきたところでございます。

平成26年2月の議員説明会で、町の保育所整備計画を、町の素案でございますけれども、示させていただきます。6月にこの計画について住民説明会を開催いたしました。また、公立保育所に子供さんを預けている保護者の方を対象としまして、この計画書の配付をいたしました。町の広報9月号でも特集し、またホームページでも整備基本計画を公表いたしました。町民の皆様方に周知徹底を図ったところでございます。

この中で、社会福祉法人による民営化、もう一つは保育所の定員超過の早期解消、そして認定こども園化ということを中心に掲げております。そしてそのスケジュールも公表しております。

町は、この整備計画の実現に向けまして、9月議会に保育所民営化法人選考委員会設置条例を制定いたしました。ですから、先ほど藤乗さんがおっしゃったように、民営化について藤乗さんが反対されたということをご承知でございますけれども、町としてはここで方針を

決めたということでございます。民営化の方針をですね。決まったということです。

10月に具体的にこれを進めるために保育計画推進室を設置いたしまして、職員の増員も図りました。そして、東浪見保育所につきまして、当初は一宮町の社会福祉協議会も含めた民営化についての検討も行ったわけでございますけれども、いろんな公募の結果、先ほどお話がありましたけれども、今、愛光保育園を運営しております社会福祉法人一粒の麦福祉会に決定したところでございます。

その後も、保育所整備の経過につきましては、議員説明会で随時、私は報告をしております。そしてまた、議員の皆様方からもご意見をいただいております。本年に入りますと、広報の5月特集号で、町内の保育施設の整備計画の経過について公表しております。また、一宮保育所の移設候補地につきましては、昨年の8月に参考資料として、こういったところが候補地でございますということで議員の皆様方にお話しいたしました。そしてもっといい場所があったら、ぜひ提案してくださいということもお話しいたしました。

地主との交渉、そして進めさせていただきまして、先ほどお話ありましたように、待山地区候補地の地権者の内諾を得たということで、8月29日に住民説明会を開催したところでございます。

このように、議員の皆様方からご意見を伺いながら、また町民の皆様方への情報開示をしながら進めてまいりましたので、基本的な問題はないと考えて計画を進めております。

そして、ぜひ議員にご理解をお願いしたいんですけれども、平成26年に町が策定しました保育所整備基本計画の背景には、平成24年に実施したアンケートの結果がございます。そのアンケートはどのようなものかといいますと、学校に入られる前の児童を持つ家庭525の世帯を対象に実施したアンケートでございます。そのアンケートでは、一宮保育所の移設について81%の方が、早期移設が必要であるという回答をしております。町はこの強い要望を受けて、この計画を今まで進めてきたところでございます。

たしか、津波が来たとき、3.11があって、あのときに津波が一宮保育所のすぐそばまで押し寄せたということで、大変父兄の方が不安を感じておるということで、たしかそのとき、藤乗議員はこういった言葉を私は覚えています。たしか新庁舎の建設よりも一宮保育所移設を急ぐべきだと言ったことを私は覚えています。

そういう形でございますので、新築移転の強い要望が保護者からも出ております。また実際に町がスケジュールを発表して、29年4月、一宮保育所が開設できるということをお大変多くの方が期待をしております。ですから、その声に応じて私は進めていくと考えております

ので、議員ご指摘のように急ぎ過ぎるとは考えておりません。

また、進めていかないと、気がつかない問題は確かに出てまいります。この前の住民説明会でも指摘されました。これからも出てくるものと予想されますので、その都度その問題については解決していきたいと思っております。

以上でございます。あとにつきましては、担当課長から答えさせます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからは、藤乗議員さんの1点目、2点目、4点目について回答させていただきます。

1点目の保育所の町営で続けた場合と、2保育所を民営化した場合の収支に係る効果についてでございますが、民営化直後では、平成29年度から5年間につきましては、事業者への運営費補助金の町負担分が増加し、1,100万円負担がふえることとなります。しかし、これを町営で園舎を建設し、そのまま続けた場合の財政負担は、人件費及び施設維持費で4,400万円増加すると予測されます。これに対して、民営化した場合は、その後平成34年度以降は、年数とともに公立の正規保育士の退職が進み、平成44年度には、町の財政負担は3,100万円軽減されるものと予測されますので、町営で継続した場合の4,400万円の増加分と、民営化した場合の3,100万円の軽減分を合わせますと、7,500万円の財政効果が見込まれます。

平成44年度以降は、7,500万円の財政効果が横ばいで続くと予測されますので、毎年度4,400万円の財政負担増は、今後予想される公共施設の老朽化への対応や、人口減少への対応などを考えますと、財政を逼迫させる要因ともなり得るもので、民営化に移行することは避けられないものと考えます。

2点目の、一宮町総合計画の基本方針と、保育所計画との矛盾点があるのではとのことについてですが、今回の民営化については、まさに一宮町総合計画にうたう、将来町を担う人を育てるという理念に基づき、子育て、教育の場を整備するものであります。何ら保育所整備計画と総合計画が矛盾するものではなく、一つの手法であると考えます。

保育所には、それぞれ保育所の特色や保育指針があり、保育のあり方はさまざまです。しかし、共通する保育の目標は、国の保育指針に、子供が現在も最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことと示されております。これは、生涯発達し続けていく一人一人の子供の可能性や力を信じることでありますので、この保育を行った結果、さまざまな分野のたけた能力を得た現在の子供たちが将来、また町を担ってくれるものと考えます。

4点目の保育に対する町の責任についてということでございますが、町の責任とは必ずし

も公立保育所において保育を行うことではなく、必要な保育を確保することであります。保育所の民営化、こども園化は、町の責任を放棄するものではなく、必要な保育を確保するための方策でございます。

原保育所については、国立社会保障・人口問題研究所による人口統計の増減率を当てはめて、平成42年の児童数を推計しても、原保育所が消滅するほどの減少にはならず、また今後核家族化の進行により、保育所入所率の上昇も考えられます。原保育所は、公立保育所としてでき得る手厚い保育が実施できるとともに、町の子育て支援の拠点として機能させていく方針でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 先ほど町長のほうからアンケートのこと、もう一つは私が保育所を急ぐべきというふうに言ったと、確かにそのように申し上げました。ただ、私は計画を急いでやってくださいと言ったんですけれども、町長は記憶にされているのよりも1年前です。1年間お休みしていたんです、実は保育所計画は。私から見れば、保育所計画は庁舎の計画がスタートし始める、同時にスタートしてくださいというふうに申し上げたんですけれども、その間お休みされていたんですね。ですからおくれてしまいました。大変残念なことです。

それを、時間を稼ぐためかどうかわかりませんが、余りにも急いでいるという形になっているんですけれども、また、平成24年のアンケートのことについてもおっしゃいましたが、このアンケートについては、先ほど高台に移転をとという防災についての意見が多かったとおっしゃいますが、同時に民営化についての意見も聞いているんですね。これにつきましては、民営化はどうかというような意見がかなり多かったというふうに私は記憶しております。そのところもあわせて、都合のいいところだけ使われるのはどうかと思いますが、東浪見の件につきましては、私は非常に疑問に思っているところがございます。

東浪見こども園、これは当初手が挙がらないということでしたが、急に愛光さんのほうで手を挙げることになりました。私は伝え聞くところによりますと、愛光さんのほうに從來からその間近まで町長のほうからお願いしますよというようなお話があったと。本来無理にお願いするようなものではなくて、何社もの業者に手を挙げてもらって、一番いいものを選ぶというのがふさわしい形ではないかと。当たり前ですよ。それを、無理をしてそういう形にするというのはいかがなものかと思えます。

また、この計画を進めるに当たって、危機感をあおるような形で進めています。危ないんだと、確かに危険です。先ほども浸水の問題が出ましたので危ないんですけども、それを材料として、実際にはこの用地の問題は今回の予算に出ておりますけれども、先ほど町長もおっしゃいましたように、平成25年時点で子ども・子育て会議の中で、用地の提案が出ています。これもGSS付近の周辺用地ということで、ずっと懸案になっているんですね。2年間です。平成25年8月16日に議会説明会がございましたが、そこではっきりと書面で議員に提示されました。

2年間、あるいは2年半ですね、今の時点では。2年半にわたってGSS周辺がふさわしいのではないかとということが、第1候補で具体的な用地のポイントは別にして上がっていたわけです。にもかかわらず、ことしの4月7日、議会説明会では、その周辺の用地が第1、第2候補としてふさわしいと。第3候補以下のものもありますが、それはふさわしいという形で提示されました。これまでの経緯から、流れから時間的なものも考えてやむを得ないかもしれないというところですが、そのわずか2カ月後、6月2日の議会説明会におきまして、この第1、第2候補は梨屋さんのいろいろな嘆願とか、消毒の問題とかがあってふさわしくない。ここはだめだと。第3候補以下も、9候補あったんですけども、これもだめだと。それで、急遽新しい候補地が出ましたので、これが最高ですというようなご説明でした。ちょっとふざけた言い方で申しわけございませんが。

このたった2カ月の間に手のひらを返すように、今までの話は全くなかったことになっている。2年以上もかけてやっていたのに、全くなかったことになっている。常識的に考えて、周りの誰が聞いても、ここにいる担当の方はそれにずっと携わっているからしようがないかもしれません。住民から聞いたならば、これはどう考えてもおかしいじゃないかという話になると思いますね。今傍聴されている方が、皆さんがどうお聞きになるかわかりませんが、2年間何をしていたかということになります。

恐らく地域の住民の方への聞き取りが不足だった。この1点に尽きると思います。たった2カ月でそれをカバーしようと。2年間できなかつたものをたった2カ月でカバーしようというのはおかしいです。例えばこの庁舎ができたとき、あと5カ月で引っ越しですというときになりました。教育課が入れない。教育長室もございませんというような状況になってしまいました。寝耳に水ですね。もう形はできて引っ越しするだけですよというときになって、入れませんと。じゃ、どうしようかと。そういうトラブルが現実にあるわけですね。この町の中では。同じことが起こってしまったんです、ここで。用地のことに関して。

それで、たった2カ月で変えたものが、本当にそれでいいのでしょうか。いろいろ意見も前回の住民説明会でもございました。これまでの問題についても、住民に対する聞き取り調査が足りないと私は考えていますけれども、皆さんはどうかわかりません。理解していただけるとは思いますが。それをどうされるのか。そこのところが急ぎ過ぎるということの最大のポイントです。私としましては。

また、立地条件、場所から考えて原は残りますというようなご説明がありましたが、国立社会保障・人口問題研究所の資料は、これは従来の数字から挙げたものであって、JRの環境が変わってくる、周辺人口が変わればJRは圧倒的に少なくなりますということは、たびたび申し上げていますが、変わることによって急激に変化する可能性があります。そうしたことも踏まえて、どっちにもできるような幅を持たせた計画でなければ、原地区の皆さんが非常に不便な問題になる可能性があります。ですから、そういった地区の皆さんにも、住民説明会をすべきではないですかというふうに申し上げているんですね。

今回、当初4月に挙げられた用地が、梨屋さんとかの営業上の問題で、嘆願書によって変わりました。例えば海岸地区の皆さんから何十人かの保護者、あるいは周辺の方からそこは遠過ぎるんじゃないですかという嘆願書が出たらどうするんですか。そういったこともお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 藤乗議員からの今までの2年間の流れの中で、一宮の候補地について、今まで出ていたものが急に変わったという話でございますが、その点につきましては、町長のほうからも説明がありましたように、25年8月に議員の皆様には保育所の移設民営化について、初めてご提示いたしました。そのときについては、事務局のほうとしても、議員の方々への今までの説明等が不足がいろいろございまして、その後、民営化とは何だと、要するに公立を民営化するとはどういったものなのかと、いろいろなご意見をいただきました。議員の方と群馬県桐生市の社会福祉協議会、社会福祉法人による保育所の視察、あるいはいわゆる当初町のほうでご提案させていただきました保育所の民営化の施設についての考え方、いわゆる一宮に統合するというふうな形の話もありましたが、当初の計画と大分いろいろその中で議員の方々とも意見をすり合わせていく中で、当初の計画とは大分異なるものになったと考えております。

それは、いろいろな貴重なご意見を伺いながら、また視察をした中で調整してきた成果だと思えます。それについて、一宮の候補地についても、当初は一宮からという声もありまし

たが、まずは東浪見ということで、その検討の過程の中で順位も変わってきております。そういった中で、一宮も候補地は当初予定はありましたが、その中でいろいろ時点修正等した中で、東浪見が大体計画が煮詰まってきた中で、ようやく一宮のほうの候補の選定をということで、本年4月にご説明させていただいた経過がございます。

その候補地について、大分前にある程度目星はつけておりましたが、やはりいろいろその中で詰めていった中では、4月7日にご説明させていただきましたが、農振用地のベルト地帯の中心では外れない、いろいろ問題点がございました。その中で、4月7日の時点では、上位2地区ということで示させていただきまして、もしこの2地区が交渉を進めた中でできないということであれば、それは白紙に戻した上で検討いたしますということでご説明させていただきました。

そういった経過の中で実際上位2地区については、いろいろ梨農家からのいろんな嘆願もありました。そういった過程の中で、6月に新たな候補地ということで、当然候補地の中から詰めていった候補地も含めまして検討した中で、当初町のほうとしても一番GSSセンターの付近が、いわゆる公共用地もある、大規模災害があったときにも非常に連携ができるいい場所だなということで想定しておりましたが、そういった候補が、大きな期待していた候補地が欠けましたので、それにまさるものはないかということで、事務局としても試行錯誤しまして、また当たり直したわけで、そんな中で新しく待山地区を候補として挙げさせていただいた経過がございます。

2年間、2年前から同じ順番でということでは考えておりませんので、いろいろご意見を伺いながら、順位も多少変わっております。そういった経過も考慮していただければと思います。

また、原地区については、平成29年4月東浪見、一宮が無事施設が完成した後は、当然公立保育所の先生方、原地区のほうに集約をされる予定でございます。原地区については、当初は公立の正職員の保育士さんが若干多目になるということで考えられておりますが、基本的には今現在一宮の保育所でやられているような延長保育、そういったやられていない保育サービスもございます。また、ゼロ歳児保育とか新たな保育サービスも、当然各保育所と同等のサービスの向上に努めること等を考えまして、保育士さんの対応もふえる町内の私立のこれからできます保育所さんと同等に、サービスを向上させていきます。

また、今現在、若手、中堅の保育所の保育士さんによりまして、公立として私立に負けない保育サービス、そういったものを検討しようじゃないかということで、保育所内でプロジ

ェクトチームをつくりまして、今保護者からも、どのような要望があるのかということで調査をことしの7月に行いまして、その7月の集計結果を今もとに、プロジェクトチームの中で、いろいろ新たな公立としての保育サービスを調整しておりますので、またそういった内容ができましたらご報告させていただきたいと思います。

あくまでも原も、新しくなります東浪見、それから一宮、愛光さんとともに、保育サービスを向上させた上で、子供たちをこれからも引き続き保育していく環境の場として、役立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 質問、答弁簡潔にお願いいたします。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

不足の部分につきましては、午後の補正予算審議の中で詰めさせていただきたいと思いますので、以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間50分経過いたしましたので、ここで15分程度休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時08分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、大きく2問質問いたします。1問ずつ質問していきますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） まず、教育大綱素案について伺います。

私は、3月議会で、町の総合教育会議における教育大綱素案の作成について伺いました。答弁では、国の教育振興基本計画や町の総合計画を参考に、教育委員会との協議・調整を図り、大綱をまとめ上げるとのことでした。

ことし4月執行の改正地方教育行政法で、県や市町村に設置が義務づけられました。県は第3回の会合が8月26日に開かれ、知事は6項目の素案を示しました。県の教育基本方針は、家族への愛情や他人を思いやる心などを育む、子供たちへの愛情と熱意にあふれた質の高い教員の育成を進めるなどです。また、子供向けメッセージでは、家族への愛情などを大切にしよう、しっかり学習に励み、社会で役立つことのできる力を身につけよう、など7項目です。大綱は、県議会の意見を踏まえ、10月に策定、公表するとのことです。

県内では、野田市、白井市、千葉市、佐倉市、我孫子市、木更津市、市川市、成田市、大網白里市、鴨川市、芝山町、栄町などが年内に素案作成をし、大綱を策定するとのことです。

そこで、町長に伺います。当町では、総合教育会議は何回行われ、素案作成の進捗はどうなっているのか。また、大綱はいつごろ策定になるのか伺います。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴野澤議員のご質問にお答えいたします。

町の総合教育会議の教育大綱素案の進捗状況はということでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年の4月1日から施行されました。改正の目的は、教育の政治的な中立性、継続性、安定性を確保しながら、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しと、制度の抜本的な改革を行うためということでございます。

その一部を改正する法律の中に、地方公共団体の長は、総合教育会議を設置し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするとなっております。

早速、4月から教育長とも検討を重ね、一宮町教育大綱の目標を、将来の日本や町の担い手となり、世界に羽ばたく若者の育成といたしまして、教育大綱の素案を2カ月かけて作成いたしました。そして、6月10日に、第1回の総合教育会議を開催し、教育大綱の素案について変更すべきところなどを議論をいたしました。その後修正素案を7月に各委員に手渡し、それぞれ検討していただきました。

そして、8月19日に第2回の総合教育会議を開催し、素案の決定をいただき、広報、ホームページでこれを町民に呼びかけ、現在8月20日から10月30日まで、パブリックコメントを

実施しております。議会議員の皆様にも、この素案を9月9日に手渡し、意見があればいただきたいをお願いをしているところでございます。

今後は、パブリックコメントや議会議員の皆様からいただいた意見をもとに、11月に第3回総合教育会議を開催し、再度協議をし、早ければ年内にも一宮町教育大綱を決定し、公表する予定でございます。なお、総合教育会議の内容につきましては、逐次ホームページで公表しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ですが、答弁の中で、将来の日本や町の担い手となる、世界に羽ばたく若者の育成とし、教育大綱素案を作成したということですが、この教育大綱素案について、教育長の見解を伺います。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 鵜野澤議員の再質問についてお答えをいたします。

教育大綱についての私の見解ということでございますが、今年度に入りまして町長との協議、町づくり推進課、教育課の連携のもとに、これまで2回の総合教育会議を開きました。その中で、一宮町教育大綱、これの素案を取りまとめたところでございます。

大綱ですので、細かなものではございませんが、例年私ども教育委員会が策定しております、教育施策がベースになっておりまして、教育委員会の意向が十分反映されておるものと認識しているところでございます。特に目標の、先ほど議員も申されましたように、将来の日本や町の担い手となり、世界に羽ばたく若者の育成、この文言は、私が就任以来掲げているものでございます。9月9日に議員の皆様にお示しをし、現在パブリックコメントを行っているところですので、ご意見等がございましたら、お寄せいただきたいというところでございます。

何にも増して、私の思いは教育というのは子供たちのためにあるわけで、現在今いる子供たちをどうするかというようなことについて、やはり時を移さず実行しなければいけない部分というのが、大変多いというふうに思っております。その視点のもとにこれからも町長と協議を重ねながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 要望ですが、県の大綱が10月に策定されるとのことです。それらを参考にして一宮町の教育大綱の策定をしていただくよう要望して、この質問を終わりにします。

2問目に入ります。2問目、農地法の改正について伺います。

8月28日に改正農協法が参議院本会議で可決されました。JA全中の強い指導が及ぶ農業経営から、地域農協の自主的な経営への転換を促し、農業の競争力強化に向けた第一歩となります。地域農業の活性化には、地域農業を牽引する担い手が活躍しやすくすることです。まだ具体案はこれからだと思いますが、町として協力案、また指導案があれば伺います。

同時に、改正農地法も可決成立しました。それに伴い、農業委員会法も改正されますが、どのような内容なのか、農地法とあわせて答弁をお願いします。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鶴野澤議員の2点目の農地法の改正についてお答えいたします。

今回、改正されました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律ですが、この趣旨は、政府などの資料によりますと、農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する、経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要があるとの観点からの改正であり、農協、農業委員会、農業生産法人の一体的な見直しを行うものとなっております。

1つ目の農協法の改正ですが、農協グループ全般及び地域農協に関する法改正と、全国レベルの農協組織に関する法改正が主なものであり、まず、農協グループ全般及び地域農協に関する法改正のポイントは、農協グループの運営方針の見直しと、地域農協の理事についての新たな規定の整備となっております。農協組織が農業者でなく、農協役職員のための組織となっているとの批判があることから、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。事業を行うに当たっては、組合員に対し、その利用を強制してはならないなどが明記され、農協グループの全体的な意識改革が求められています。

次に、全国レベルの農協組織に関する法改正のポイントは、全国農業協同組合中央会の農協法における位置づけの見直しと、監査部門の切り離しであり、地域農協は新設する監査法人か一般の監査法人のどちらの監査を受けるかを選べるようにしたことが主なものとなっております。

このような一連の農協改革が、農業所得の増大につながるかについては、地域農協の新た

な動きが重要であると言われており、多くの農業者が取り引きを行っている地域農協が、この法改正を契機に意識改革を図り、農業所得の増大に、より大規模かつ迅速に対応することが求められています。町としては、地元の農協が地域の農家と力を合わせて農産物の有利な販売、これらなどに創意工夫を生かして積極的に取り組むことが、まず最初の重要な課題と考えており、農業の成長産業化を支える観点から、今後、さらに地域農協との連携を図っていきたいと考えております。

2つ目の農地法ですが、今回の改正のポイントは、農地を所有できる法人の要件の緩和と、農地転用規則の強化となっております。6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人の呼称を農地所有適格法人に改めることや、議決権要件や役員の農作業従事要件を緩和することにより、担い手である農業生産法人の経営発展に資するものと期待されています。

また、農地転用手続である従来の都道府県知事の農業会議に対する諮問が変更され、市町村の農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞かなければならないというふうに変更されました。

3つ目の農業委員会法の改正は、農地利用の最適化を促進するための改正で、ポイントは農業委員会事務の重点化、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任に変更、農地利用最適化推進委員の新設となり、今までの農業委員会の事務に新たに農地利用の最適化の推進に関する事務を追加するとともに、公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命することや、委員の定数は条例で定めることなどの点が大きな改正点となります。

現在、当町の農業委員の任期は、平成29年7月19日であり、法律の改正後も任期中は現行の体制のままとなりますが、改正法に合わせた定数条例や規則は、来年度中の制定に向けて準備中であり、今後、国から示される政令や指針の状況などを見ながら、事務体制を含めた適宜対応を考えていく所存です。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問、鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 再質問ですが、今3つの答弁の中で、農業委員会について再質問いたします。

現行の町の農業委員会は、平成29年7月までの任期であるとのことですが、条例や細則の制定は来年度との回答でした。今後は、どのように進めていくのかを伺います。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 再質問に対してお答えいたします。

ただいま申したように、法律の改正が行われ、この法律は平成28年4月1日に施行されることとなります。したがって、それ以降の選挙が行えなくなります。したがって、任期は平成29年7月までありますが、緊急等の事態に備える意味も含めまして、先行して条例を制定する市町村の状況を見ながら、来年度中には定数条例や細則を定めていく考えです。

また、来月10日、県からの説明会等も開かれる予定と聞いておりますので、その辺の情報を確実に把握しながら進めていく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 要望で申し上げます。

今回の農協法、農地法、農業委員会法の改正は、農業経営従事者にとっては、開かれた改正であると思います。地域農協がこの法改正を契機に、意識改革を図り、農業所得の増大を目指すと思います。町としての指導、協力を要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

介護をされている家族の負担を軽減したいと思ひまして、質問を3点いたしますが、一問一答でお願いします。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） まず、1つ目は、在宅介護の家庭におむつ用のごみ袋の支給をということで、この質問は一度、3月議会ですしているんですけども、再度質問させていただきます。

国は、介護の在宅化を進めていますが、私どもとしては、このことには賛成しているわけではありませんが、在宅化が進むからには、家族の負担を少しでも軽減するためにできることは何かあるかと考えなければならないと思います。この件について、3月議会での回答では、前向きに検討するとのことでした。市町村で足並みをそろえてということでした。それで、今近隣の市町村の議会でもこの声が上がっているんです。それで、一宮町として、その

後どのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 渡邊議員の在宅介護の家庭におむつ用のごみ袋の支給をというご質問でございますけれども、まず1点目の在宅介護の家庭におむつ用のごみ袋支給についてでございますが、在宅高齢者等に対し、一宮町では平成25年4月から、介護度3以上で条件を満たしている方の紙おむつの購入に対しまして、年間3万6,000円を上限に助成をしております。平成26年度は15人の方に助成をいたしました。

今年度から、子育て支援の一環として実施しております乳幼児用のおむつ用のごみ袋の支給につきましては、先ほど議員からお話がありましたけれども、郡内統一してこれを実施しております。

今回のおむつ用の、介護のためのごみ袋支給でございますけれども、これは制度改正に伴う総合支援事業への移行とあわせまして、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるように、近隣の状況を見ながら郡内統一で実施したいと私は考えております。

以上であります。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

ごみの集積場などで見かけることがあると思うんですけれども、一番小さいごみ袋にあふれるほどの物を詰め込んで、ガムテープでしっかりとめて出してあったりするんです。その中には、新聞紙とレジ袋に包まれた使用済みの成人用おむつらしき物が、ぎっしり入っていたりするんですけれども、ご家族は頑張って介護されているんだと思うんですけれども、在宅での報酬を伴わない介護者はケアラーと呼ぶんだそうですけれども、介護者、そういうケアラーには味方が必要なんですね。それをこういう行政が味方になる必要があると思うんですけれども、それで、話を戻しますが、近隣市町村の状況を見ながら、長生郡市ということですが、近隣の市町村の議会でも声が上がっているんです。

そこで、いつごろ郡内で声を上げていただけるのか再度具体的に質問いたします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほどお話がありましたけれども、確かに味方は、サポートする方は必要だと思いますので、9月議会終了後、私は長生郡の町村会長を兼ねておりますので、ほかの市町村長に正式に声をかけさせていただきまして、実行する方向で取り組みたいと思

います。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

おうちで介護していても経済的な負担は大きいものです。長生郡市のごみ袋は、ほかの郡市よりもかなり高額ですので、それで紙袋は家庭で燃やしたりはできません。水分を含むと大きさがかなり大きくなります。いつまでもためておくこともできません。在宅で介護を進めていくからには、このくらいのことをぜひ実施していただきたいと要望いたします。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） 2点目ですが、介護保険のことで、要支援サービスの支援総合事業への移行の問題について質問させていただきます。

要支援1と2の方は、介護保険の予防給付から外し、地域支援事業、介護予防・日常支援総合事業というのに置きかえられるということについてのことなんです。この問題については、2014年の3月議会で畑場議員が、介護サービスを低下させるなということで質問しています。そのときの回答は、サービスの低下を招かないように努めるというものでした。その時点では、具対策が担保されてはいませんでした。また、私が12月議会で質問したときには、新総合事業に参入する事業所がないということでした。

しかし、法的には2017年度までに市町村の新総合事業に移行することになってしまいます。サービスの低下を招かないための具体策をあらゆる面から伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員さんの、要支援サービスの総合支援事業への移行の問題についてお答えいたします。

介護保険制度改正に伴いまして、第6期事業計画では、要支援1、2の方が利用できるサービス全てが、新しい総合事業に移行するわけではございません。従来の介護予防サービスのうち、介護予防、訪問介護いわゆるホームヘルプサービスと、介護予防通所介護いわゆるデイサービスが新しい総合事業へ移行されます。新事業に向けての体制整備に取り組むためにも、県主催のセミナーに参加し、スムーズに事業移行ができるよう、現在長生郡市で検討しております。

7月31日現在、65歳以上の方は3,805名、うち要支援認定者が127人、そのうち71人の方が現在サービスを利用しております。71人が利用しているサービスの内容から、例えば今年度

実施しているボランティアポイント制度を在宅支援まで拡大し、ホームヘルプサービスのうち、援助できる内容として、ごみ出しとか布団干しなど、移行できる状況と思われる方が6人程度、また、デイサービス利用者のうち、機能訓練等の事業へ移行できる方が約4人程度と思われます。合わせますと71人のうち10人程度が移行が可能かと思われます。

しかしながら、事業を移行しても、現在の事業所へ委託し、現在と同様のサービスが受けられますので、サービスが低下することはないと思われます。

また、第6期事業計画では、29年度以降に総合支援事業へ移行する予定でありますが、早期に事業移行することにより、現在国からの負担金も多く交付される見込みであることから、現在郡内で協議し、27年度中の移行についても検討しております。

今後も、窓口での相談を受け、その人に合ったサービス提供ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

総合事業に移行しても、現在の事業所へ委託し、現行と同様のサービスが受けられるので、サービスの低下はないということですね。でも、問題は介護報酬単価なんです。もう既に2015年の改定で要支援サービスは20%以上もの引き下げがありました。これは全国的なことですが、要支援者の受け入れを控える動きが出ています。ですから、既にサービスは差し控えられつつあると言ってもいいでしょう。

要支援者がデイサービスを利用するのは、決して家族のわがままというわけではありません。家族にもさまざまな事情があるんですね。近いうちに総合事業に移行するということですが、この介護報酬単価も現行のまま移行すると考えてもよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 現在利用しております事業所と契約する中では、サービス提供とあわせて、報酬単価も変わりません。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

これは要望になります。問題の介護報酬ですが、国が定める単価を上限として、市町村が定めるとしてあります。また、再質問で申し上げたように、2015年度の改定でサービスの低下

はもう既に始まっているんです。介護報酬引き下げの影響についてということで、訪問介護も、それから通所介護も、それぞれ資料があるんですけども、この資料はことしの6月23日に千葉県社保協が行いまして、29日に集計して、ちょっと短い間の集計なんですけれども、訪問介護の場合に、223社出して回答が23社ありました。それで、要支援受け入れ不可というのが4社ありました。それで、事業の中止または検討を含むというのが3件ありました。それで、介護報酬引き下げの影響で、前年度より収入が減っているところが18ありました。それから、通所介護では266社アンケートを出して46社回答があって、それで要支援者のサービスを受け入れ不可というのが7件、事業中止検討を含むというのが5件、やはり収入が少なくなったというのが42ありました。

話を戻しますか、市町村でさらなる介護報酬引き下げが行われたならば、サービスの低下どころか、事業の継続が困難となりかねないんです。そうなれば、介護される側も家族も困ります。ですから、少なくとも現行予防給付の報酬単価を事業者に補償することを求めます。これ、国にも求めていかなければならないと思うんです。介護保険の制度はもともと国が定めたものですし、高い介護保険料を払っても、介護を受けたいと思うときにだんだん受けられなくなってきています。憲法25条でも、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部門において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしています。

それで、介護報酬が引き下げられて、国は何に使っているかといいますと、600億、それを超える額でオスプレイを買っています。こういうことですから、ぜひ国にもこれはできないということを求めてください。よろしくお願いします。要望です。

次の質問は、障害者控除を利用しやすくということなんですけれども、障害者控除では、身体障害者手帳や、精神障害者福祉手帳を発行を受けている人などが該当して、重度の障害がある特別障害者は40万円、ほかの障害者は27万円の控除を受けられます。障害者手帳を持っていなくても、要介護認定などを受けて、障害の程度が障害者に準ずる65歳以上の方も、市町村長などの認定を受ければ、控除の対象となります。しかし、この制度は意外と知られていないんです。これは、2007年に畑場議員が3月議会で質問し、それで2012年12月議会でも質問しておりますが、いまだに住民に周知されていないということがわかりました。

控除を受ける資格があっても、制度を知らないために申請をしない。そのために控除が受けられない。高齢化が進む中、介護する家族も、介護する側も大変です。お知らせの方法など、このままでよいのか伺います。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 障害者の控除を利用しやすくでございますが、この制度は一宮町の障害者控除対象者認定書交付要綱に基づき交付しております。住民の方々に制度を周知するために、毎年確定申告の時期に広報紙へ掲載したり、住民税の申告書を送付する際に、障害者控除対象者認定書の交付及びおむつ代、医療費控除証明書の交付について文書を同封し、申請勧奨してまいりました。しかしながら、ご指摘のとおり証明書の発行件数につきましては、年間10件に満たない状況でありますので、今後、介護保険要介護認定結果の通知を送る際に、文書を同封しまして、住民周知をさらに行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

要望ですが、この制度は本人が施設で暮らしていても家族が申請して受けられるものなので、受ける資格があっても制度を知らないために申請をしていない人がいるということは十分に考えられます。例えば会社で年末調整するので、確定申告をしないという人もいます。それでその場合には、確定申告書は送られてこないでしょうから、このお知らせ文は目にしていないと思います。また、会社でこういうことを教えてくれないと思うんですね。

また、広報紙でお知らせしても、自治会がないアパートに住まわれている方ですと、回覧板で広報紙が回ってくることもありませんので、やっぱり知らないと思うんです。介護保険料とか利用料の負担というのは重くなる一方で、この8月からも重くなりました。要介護認定者とその家族の税負担を軽減するためにも、申請漏れがないよう担当者に自動発行することを求めます。

埼玉県では、春日部市、深谷市、入間市、朝霞市、八潮市の5市が自動発行しています。申請がなくても、前年発行した認定書のコピーで前年度も発行している自治体は、さいたま市、熊谷市、川口市、北本市、白岡市、杉戸町です。一宮町障害者控除対象者認定書交付要綱では、申請しなければ受けられないとありますので、今すぐにはそれは無理だと思いますけれども、この対象者への自動発行というのも考えていただくよう、要望させていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時01分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 畑 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、畑場博敏君の一般質問を行います。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 日本共産党の畑場です。

差し迫った町政課題について、大きく2点の質問をいたします。

第1点目、低米価対策について伺います。

昨年に引き続き、大幅に生産費を下回る低米価が見込まれています。政府統計試算でも、米1俵の生産に係る生産費は、約1万6,000円となっております。農業が他産業並みの産業であるためには、本来この生産原価に適正な利潤があって、初めて産業として成り立つ構造になるわけでありませぬ。

しかし、現在の安倍自公政権の農政は、自然条件に左右される農業の特殊性、水田の持つ環境保全の多面的機能、国民の食料生産という食料安保、食料主権の立場も持たない市場原理主義一本やりの農政に終始しております。ことしの農協の米の買い取り価格は、コシヒカリ1俵一等米で1万1,000円前後、委託米では1万円から1万500円、昨年と比べてもわずかにアップしたにすぎませぬ。

昨年、郡内の町村長連名で米価下落に対する緊急対策を政府に求め、一定の対策が示されましたが、低米価を改善するに至らなかったわけでありませぬ。大きな要因は、市場の米のだぶつきに対して、緊急に政府備蓄米で買い取りを求めていたわけでありませぬけれども、政府は米市場の需給調整としての買い取り、市場介入はしない、この一点張りでありませぬ。

平成27年産米対策として、主食用米から非主食用米への飼料用米への転換の推進が図られましたけれども、取り組みとその現状はどうだったのでしょうか。町としての評価ともに伺いたいと思ひます。

この低米価が続けば、稲作農家の廃業のみならず、地域の荒廃も懸念され、町にとっても深刻な事態となることが予想されます。米問題は、米だけにとどまらず、他品目への転換、野菜、果樹、これへの影響、農業全般への波及も懸念されます。町長の認識を伺いたいと思ひます。

います。

一方、政府は、低米価の原因が市場の米余り状態、これにあるにもかかわらず、ガット・ウルグアイラウンドのミニマムアクセス米を年間77万トンも輸入をしております。これは毎年77万トンを入れているということでもあります。加えて報道では、T P P交渉に臨んでいる甘利担当大臣は、T P P早期妥結優先で、前のめりであります。自民党は、総選挙公約でT P P断固反対。このポスターを張り出し、国会決議でも農産物主要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖類、これについては除外または再協議、こういうことを国会決議でうたっております。

これらの公約を投げ捨てて、T P P早期妥結のため、日本が示した譲歩案では、牛・豚肉関税の段階的な引き下げ、これに加えて米については、アメリカから7万トンを上限に輸入をする。その他、重要品目も輸入拡大で検討する。このように農業を犠牲に、こういった姿勢をあらわにしております。これらは、みずからの公約の国会決議をもほごにする、国民への裏切り行為であり、農業者や行政のこれまでの努力を台なしにしてしまうものであります。

断固抗議するとともに、政府に対しては、町長として再度国への低米価に対する緊急対策を求める行動をとるように求めたいと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

2点目として、この10月から始まるマイナンバー制度について伺いたいと思います。

内容がよくわからない、個人情報を守られるのか心配だ、これが町民の率直な声であります。10月より住民票を持っている全ての国民に、12桁の番号通知カードが発送され、来年1月よりは運用が開始されます。2013年に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これがマイナンバー法でありますけれども、これでは利用範囲が、税、社会保障、災害対策に限られておりましたけれども運用開始前から、預金口座や健康診断、予防接種など、こういった情報まで管理するマイナンバーの拡大法案、これが国会に出されて、9月3日に成立をしました。

日本年金機構の情報流出事件、これを受けて、個人番号利用と情報連携の実施を延期する。この修正は行ったものの、依然として個人情報の流出、悪用、成り済まし犯罪などの懸念が払拭されているとは言えません。

加えて、中小零細企業など、従業員を雇用している企業では、税務署に提出する源泉徴収票など、法定調書、これに個人番号を記入することが求められて、管理も必要となるなど、新たな費用負担も発生します。政府が国民の利便性向上を強調しても、企業にも、国民にもマイナンバーによる恩恵はほとんどなく、マイナンバーを活用して手続する機会は年1回あ

るかないかではないでしょうか。国民にとって、費用対効果は薄いと言わざるを得ません。

民間企業など、管理負担など新たなリスクが生まれます。マイナンバー制度施行に伴う新たな費用負担はどのくらいで、国の助成はあるのか。それぞれ伺いたいと思います。

次に幾つかの懸念事項について伺います。

これまで住基ネット、これがありますけれども、これとの違いは何か伺いたいと思います。

これまでの住基ネットとの違い。2009年から2012年まで総務省がまとめた、これまでの住基カード、この取得率、これは5%前後。これにもかかわらず226件の不正使用があり、うち103件に成り済まし事件が報告されています。2003年8月から交付が始まったこの住基カードでありますけれども、最初の成り済ましによる不正取得は、2004年2月に佐賀県鳥栖市で起きました。住基ネットのポスターを見た男が、知人の住所、氏名、生年月日と、自分の顔写真で住基カードをつくり、そのカードでサラ金から60万円の借金をした。こういう事件でありました。カード発行に当たって、役場窓口は身分証明できる書類を男が持ってこなかったために、国のマニュアルどおりに郵便で住所地に照会書を送り、その照会書を男が後日知人男性からもらい受けて持参したので、本人確認がとれた。こういう判断で発行したものであります。

その後、国民健康保険証を借りたり、盗んだりして、住基カードを不正取得した例が続き、総務省は2009年から券面に全国共通のロゴマークと年齢確認用のQRコードを記載し、ICチップに氏名、生年月日、性別、住所、写真、有効期限、こういったものを記録するように、住基カードの仕様を変更しました。しかし、その後も偽造、券面の改ざん、成り済ましによる不正取得が起こっております。イタチごっこの状況が続く。こういった状況が続いております。マイナンバー制度に移るわけでありまして、こういった点が非常に心配であります。

次に、通知カードの発行が10月より始まりますが、寝たきり、あるいは認知症、長期入院者などの受け取り、保管は大丈夫なんでしょうか。この点も伺っておきたいと思います。

3番目に、ICチップの個人カードの申請はしなくてもよいのか、紛失した場合にはどうするのか、こういった点も伺いたいと思います。

4番目には、情報を役所間でやりとりする途中の中間サーバー、ここにサイバー攻撃を受けた場合に、個人情報の流出は大丈夫なのか。この点も伺っておきたいと思います。

最後に、国からの制度移行に伴う費用は負担があるのかどうか、町持ち出し分はどのくらいあるのか、この点を伺いまして、1回目の質問といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 畑場議員の質問にお答えいたします。

低米価対策についてでございますけれども、取り組みの現状と評価についてでございますが、平成27年産に対し、町に課せられました主食用米の作付制限である生産目標面積は、全水田面積の59.1%に当たる248ヘクタールでございました。ことしの作付におきましては、大規模農家において飼料用米を拡大したということもございまして、加工用米、備蓄米、飼料用米など、非主食用米が45ヘクタール作付され、その結果、主食用米が生産目標面積より約16ヘクタール少なく作付されましたので、生産調整は達成されたという状況でございます。

各農家さまざまな経営状況がございまして、なかなか浸透しなかった経営所得安定対策制度でございましたが、制度の要件である作付の調整や、非主食用米の作付などで、交付金を受けての稲作経営に切り変わってきております。

ここで、今年度の経営所得安定対策の活用状況を申しますと、生産数量目標に従った生産に取り組んだ農業者は22人、非主食用米の生産に取り組んだ農業者は12人となっております。生産数量目標達成者には、直接支払交付金として、10アール当たり7,500円が交付されるほか、非主食用米に取り組んだ場合、例えば飼料用米を生産販売した場合には、水田活用の直接支払交付金として、10アール当たり8万円の交付金と、産地交付金として1万円が交付されます。あるいは、専用品種を生産販売した場合には、水田活用の直接支払交付金として、10アール当たり収量に応じ5万5,000円から上限10万5,000円の交付金と、産地交付金として2万2,000円が加算されます。そして、県からの補助金として、10アール当たり1,500円が交付され、その他少額ではありますが、飼料として販売した収益も得られることになり、専用品種が標準の8.9俵とれた場合には、1俵当たり1万2,200円得られるとのことになります。

この取り組みによりまして、国及び県から交付される金額は、今のところ確かな数字は出ておりませんが、およそ2,000万円になると見込んでおります。町としましては、米の低価格が続く中、国の制度を利用することは、有効な手だてだと考えており、今後も制度の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、低米価に対して、低米価による深刻な事態になるということでございますが、現在27年産米に対し、農協が提示した買い取り価格は、コシヒカリで1俵1万700円となっております。

ります。昨年に比べわずかに高くなっておりますが、先ほど畑場議員がお話し申し上げたとおり、まだまだ生産に見合う十分な価格には至らない状況でございます。

農業収益の低下は、機器の更新や農地の貸し借りにも影響を及ぼすなど、さまざまな事態を招きます。先ほど生産調整が一宮町で達成できたと申しましたけれども、達成の要因としては、非主食用米のほか、転作や休耕、あるいは耕作放棄地になってしまうなど、耕作しない水田も含めた中での目標達成でございます。耕作しない理由の一つとして、低米価というのは憂慮すべきことだと町でも考えております。

農家あるいは農地をどのように導いていくか、国の政策をしっかりと見据え、今後とも農家にとって有益となるよう検討してまいりたいと思っております。

次に、先ほど畑場議員からお話がありましたけれども、昨年と同じような低米価のための緊急対策を求める行動を求めたいというお話でございますけれども、昨年同様に郡内市町村長さんと話し合った上、連名で再度米価に対する対策を国に認めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、畑場議員さんの2点目のマイナンバー制度についてお答えをいたします。

マイナンバー制度は税、社会保障、災害対策の分野の個人情報に個人番号を有効に活用して、国民の利便性の向上及び行政運営を効率に資することが狙いでございます。初めに、ご質問の回答は、全て国の見解に従った内容となりますことを申し添え答弁をさせていただきます。

ご質問中にあります、個人情報の流出、悪用、成り済まし犯罪などの懸念についてですが、マイナンバーで扱う個人情報の保護に関しては、法律により厳しい基準が定められております。例えば、市町村、税務署、ハローワーク、健康保険組合等の別々の機関が同じデータ、情報を閲覧できるような一元管理ではなく、税務署の情報が欲しい場合は、システム上で町と税務署間でその都度情報のやりとりをする分散管理の方法をとり、アクセスできる者を制限します。また、番号カード自体にも税や年金の情報など、プライバシー性の高い情報は記録されませんので、情報が流出することはありません。

また、現在国が開発中ですが、平成29年7月から国の行政機関や地方公共団体が保有する個人情報を相互に照会、提供ができる情報提供ネットワークシステムが利用できます。この

システムは、個人番号をシステム内に直接持たない工夫や、L G W A Nという行政専用のネットワークの中で、個人情報暗号化して情報通信が行われますので、コンピューターウイルスやサイバー攻撃を受けない安全性の高いシステムであり、情報の流出、悪用はないとされております。

成り済ましに関しましては、個人番号カードの交付をする際に、窓口において運転免許証やパスポートなど、顔写真つきの書類の提示、またそれらの書類がない場合は、本人であることの確認するための書類の持参、保険証、年金証書等、複数の書類を持参していただき、厳格な本人確認をして、成り済まし防止に努めます。

次に、中小零細企業への費用負担と国の助成ですが、マイナンバー制度に伴う中小零細企業への影響につきましては、職員給与システムを導入している企業は、個人番号を記録管理するためのシステム改修が必要になりますので、改修費が発生すると思われま

す。民間調査会社で1万社を対象に行った調査によりますと、従業員50人程度で66万円、100人までで99万円と、従業員数に応じて上昇し、平均すると109万円との結果でした。一宮町の給与システム改修には、平成27年度に64万8,000円の予算を計上しておりますが、これらの経費については国の助成はございません。

次に、懸念事項に入りますが、懸念事項の前半は、この後、大場税務住民課長より答弁いたしますが、私からは後半を答弁させていただきます。

懸念事項の中間サーバーにサイバー攻撃を受けた場合の個人情報の流出については、中間サーバーは通常のインターネット回線とは全く別の、隔離された行政専用のネットワークL G W A N回線で運用しますので、サイバー攻撃の心配はありません。

次に、経費に対する町の持ち出し分についてでございますが、条例や規則の改正費用は213万8,400円、業務システムの改修費用は全体の885万4,000円のうち、7万5,200円でございます。

私からは以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、ご質問のうちカードに関する質問、私のほうからご回答いたします。

最初に住基ネットとの違いはというものと、I Cチップの個人カードの申請はしなくてもよいのか、また紛失した場合どうするのかという点についてでございます。

これまでの住民基本台帳ネットワークシステムによる住民基本台帳カードは、I Cチップ

が登載されており、インターネットを使った電子申請に使用することができるとともに、住所異動の際には転出証明書が不要になるなど、事務の効率化が図られております。また、写真つきであれば本人確認のための身分証明書として使用できます。

この住民基本台帳カードは、平成28年1月の個人番号カード交付開始移行の新規発行は行われませんが、既に発行された住民基本台帳カードの有効期限、または新たに個人番号カードの交付を受けるときまでは引き続き利用できます。

個人番号カードは、これまでの住民基本台帳カードと同様に、氏名、住所、生年月日、性別のほか、顔写真や個人番号が記載され、その機能を引き継ぎます。カードに登載されるICチップにも、この情報が記録されますが、税や年金の情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。このICチップには空き容量があり、コンビニでの各種証明書の交付や町が条例で定めることにより、印鑑登録証、公共施設の予約など、将来的に独自のサービスを提供することが可能となっております。

個人番号カードを紛失した場合には、まず個人番号コールセンターに連絡してください。第三者による不正使用防止のため、カードの一時停止処理を行います。次に役場で個人番号カード紛失・廃止届を提出し、希望する場合は再交付申請を行ってください。心配される情報流出ですが、ICチップ自体にもセキュリティー対策として暗証番号の入力を複数回間違えるとロックされる対策や、ICチップの情報を電氣的または物理的に読み出す行為に対して、データの消去や動作停止の対策を施し、情報を厳重に保護します。というのが国の見解となっております。

個人番号カードは申請しなくてもよいのかとの質問についてですが、個人番号カードは、住民の申請によるもので、強制ではありませんが、個人番号カードを取得された方は、個人番号の提供と本人確認のための身分証明書の両方が個人番号カード1枚で行えますので、住民生活の利便性の向上が図られると思われれます。

次に、通知カードの発行が10月より始まるが、寝たきり、認知症、長期入院者などの受け取り、保管はとの質問についてでございますが、通知カードはこの10月5日以降、転送不要の簡易書留により、住所地に世帯単位で順次郵送します。寝たきり等の方でも同居家族がいる場合は受け取ることができますが、受け取りがないと町に返戻されますので、3カ月を期限として保存します。町では保存期間の間事務処理要領に基づき、住所等の確認、調査を行い、交付の手続を行います。

なお、ひとり暮らしで長期間施設に入所されている方など、やむを得ない理由により、住

所地で通知カードを受け取ることができない方は、施設の証明書など、必要な書類をそろえて、この9月25日までに居所情報登録申請をすることにより、居所にて受け取ることができます。この申請につきましては、チラシ、ホームページ、防災行政無線にてお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 再質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほどの町長答弁、了解をいたしました。

農業の現状、非常に厳しい中で、みんな努力してやっているわけですので、このままこの低米価がさらに続いていく、あるいは悪化するということであれば、本当に地域が荒廃する。これは目に見えております。大体私の知っている方たちも高齢になってきていて、機械が壊れたらやめるんだと、誰かに貸すんだと。また、大きくやっている人はそんなに条件の悪いところは借りたくない、そういうようなのが本音でありますので、ここは何としても政府にきちっとした対応をとっていただきたいということで、一定主食用米から外す非主食用米の推奨も、効果はあるかと思えますけれども、これが全ての対策じゃないわけですね。一時的なものです。やはり100%自給できる米、これは条件が結構そろっているわけですから、採算の合うように国の制度として取り組んでいただいて、農業の発展につなげるように要望も強くお願いしたいと思えます。

2番目のマイナンバーカードの問題で、今答弁いただきましたけれども、新制度で民間企業も巻き込んだマイナンバー制度、周知徹底や中小零細企業でのシステム移行など、間に合うのかどうか。費用負担などが国からの助成がない。こういう回答でありますので、赤字企業などシステム整備ができないところは罰則などがあるのかどうか。これをひとつ伺っておきたいと思えます。

はっきり言って、実施を中止しても住民生活に何の支障もない。こういう状況です。実施する中でふぐあいが多発した場合には、国に対して実施中止を求めることも、選択肢の一つではないかというふうに考えます。共通番号にひもづけにする情報、これはできるだけ制限することや地方自治体を含め、個人情報管理している諸機関から、情報を流出させないという監視、そして個人情報の管理が適切かどうかを常に検証していく、こういったことも必要であり、強く要望したいと思えます。

1点だけ、再質問ということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 一応民間企業の零細企業で間に合わない場合はということで、罰策規定があるかということでございますが、これについては、今私のほうでこの辺までは調べてございませんので、これについては非常に申しわけないのですが、後ほど回答させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

今、1階の会議室において、所得の低い方、それから住民税が課税されていない方の臨時福祉給付金の窓口が開かれております。だからこの質問をするというわけではございませんが、私は今回、生活困窮者への町の支援対策について質問していきたいと思います。

近年、生活困窮者という言葉を目にすることが多くなりました。福祉の支援制度から生活保護費を給付する人は、ある一定の生活はできているが、給付を何らかの理由で受けられない人は、生活困窮者の形で生活をしています。支援制度が充実している中で、低所得者に対する支援は低いと思います。4月に生活困窮者自立支援制度が開始され、町も支援に対する新たな取り組みが開始されると考えています。町のその対策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。この制度は、既存の制度では十分に対応できなかった、いわば生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、自立の促進を図ることを目的としております。

長生郡市におけます相談の窓口は、福祉の総合相談を受け持っております中核地域生活支

援センター、長生ひなたが県から委託を受けております。長生ひなたからは、もし該当するような人がおれば、積極的にかかわっていくという申し出を受けております。この事業でございですが、県の指導によれば、生活保護に至る前の人からの相談があった場合、長生ひなたさんのほうに引き継いで、そして相談に応じ、必要に応じて町や長生ひなたに加え、知識を有する方々に集まっていただいて、自立のための協議の場を設けて検討するという形になっております。一宮町も同様に考えております。

なお、一宮町の従来からの対応でございしますが、直接相談に訪れた高齢者や低所得者、障害者等からの相談には随時応じております。その他民生委員や近隣の皆さん、あるいはケアマネージャー、あるいは社会福祉協議会の見回りの人、あるいは地域支援ネットワークの協定事務所等から、引きこもりの人とか、あるいは収入が減ってきて不安な人、あるいは病気や病人を抱えて困っている人等の情報が町に入ってきてまいりますので、地域包括支援センターや保健師、福祉の担当者が協力をしまして、訪問等を実施し、状況を調査して本人によいと思われる入院や、あるいは介護や障害者の認定や施設への入所とか、就労支援等の対策を検討しております。また、必要に応じて生活保護への移行についても指導しております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 町長答弁ありがとうございます。

それでは、再質問、何点かございますので、再質問3つほどありますが、よろしく願いいたします。

1点目は、この生活困窮者への件について支援方法について、相談があれば施設入所や就労支援等の対策を検討するとのことですが、それを検討する関係機関はどのように調整しているのかということが1点。

それから2点目、生活保護を支給される方と生活困窮者のライン、どこで決めるのか、そのラインはどのところで区別するのか教えていただきたいと思っております。

それから3点目、今までの生活保護家庭や生活困窮者に対していろいろな支援体制がとられたと感じていますが、4月に自立支援制度が施行され、町としての新たな取り組みがあったら、またここで教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの袴田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の対策を検討する会議のメンバーについてでございますが、特に定めておりませんが、開催する場合は、町及び千葉県の福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護等の機能をあわせ持ち、24時間365日体制で行います中核地域生活支援センターに指定しました長生ひなた、その他、地元民生委員、社会福祉協議会、また介護を受けていればケアマネージャー、介護事業所にも参加していただくことがございます。

また、2点目の生活困窮者についてなんですが、千葉県の資料で、生活保護に至る前の段階と表現されていますので、ラインの判断としましては、生活保護決定がされるかどうかで判断ができます。生活保護の決定は生活保護法の規定で、各金融機関へ預貯金の照会調査によって、保護の決定あるいは却下という区別がされます。

なお、ご質問にございました生活保護につきましては、町村では福祉事務所がないため、一宮町の生活保護については茂原市にあります、千葉県長生健康福祉センターの生活保護課が担当しております。

一宮町の生活保護の状況についてでございますが、ことしの9月1日の支給対象者は78人で、昨年同期に比べまして2人の減となっております。

相談件数ですが、この4月から8月まで、5カ月間で20件ございます。このうち、申請書を受け付けたのが8件で、保護の開始決定が7件、却下が1件ございました。却下の理由は預貯金が判明したことによるものです。

その他申請に至らなかったものが12件ございました。内訳については、生活保護費の支給金額の決定方法から支給が決定されるまでの場合の制限など、全般についての問い合わせが5件、その中で申請書を持ち帰ったのは2件の方がおりました。また、生活保護費の支給金額は幾らになるのかという支給金額だけの説明が7件ありまして、そのうち申請書を持ち帰った方はおりませんでした。

なお、一宮町では申請書をいつも町のほうに用意しておりまして、相談に応じております。新聞報道であります水際作戦と呼ばれる対策は一切しておりません。

3点目の自立支援制度が施行されてからは、新たな取り組みが町であるかということについてなんですが、自立支援制度が施行されてから、生活保護の相談が20件あり、申請は8件あったと申し上げました。その際、相談した中で生活困窮と思える方には生活保護申請をしていただき、その他の人たちについては、生活保護になった場合の制限やどのくらい金額がもらえるのかを聞きに来たと思われ、その後の相談には来ておりません。今後も自立支援制度について、広報等で周知を図りまして、長生ひなたと協力しまして、生活困窮者対策に当

たってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 質問ではございませんが、要望という形でちょっと長くなるかもわかりませんが、聞いていただきたいと思います。

やはりこの生活困窮者というのは最近、4月に自立支援制度ができたという中では、まだまだ日の当たる場所が短いのかなという気がするんですが、私、この生活困窮者の方々、要するに福祉サービスを受けている方、何らかの障害があって働けない方、そしてまたシングルマザーでお子さんたちを養育されている方たちとか、かなり所得の低い方が多い中で、やっぱりそういった支援の一つの仕事は、僕は相談だと思っているんですね。相談機能がきちんとこれを持っていないと、なかなかその人たちが利用することが僕はできないと思っています。

ですから、今、長生ひなたのほうでは、この4月の新制度が始まって18件相談があったそうです。実際に一宮からも1件入っているそうです。ですので、私はこういった相談の窓口が民間の事業所、ひなたがこれは請け負っておりますけれども、やはり町の中で町の福祉課のほうでも、きちんとそういった相談ができれば、何もひなたまで行かなくとも町のほうでの支援が、ここができるよ、この辺ができるよというのであれば、そちらのほうに相談に来るのではないかと、私は思っています。

1つの例が、今デイサービスなんかに通っていらっしゃる高齢者の方、やはり国民年金だけで、月数万のお金でやっとの生活をしている中で、自分が体がやはり弱い、そういった福祉制度を利用しなくちゃいけない、そういうときにデイサービスに行って、お風呂のサービスを受けたり、食事のサービスを受けたり、一日の休養の場所を求める人たちが、そういった支援のお金がない。お金がないとやはり行けない。回数を減らさなくちゃいけない、でもやっぱり本当は行きたいんだけど、何らかの形で町が少しでも支援をしてくれれば、そういった場所の困窮者ではなく一般の人と同じように利用ができる。そういったものを考えながら、今後そういった高齢者、デイサービスを受けている方だけではなくて、そういった高齢者の方の支援サービスにも、少し力を入れていただければ、私はありがたいと思いますが、その辺の要望といいますか、そういった相談機関の内容をもう少し充実させていただきたいと、私は思っております。

以上です。それをお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（島崎保幸君） 次に、5番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、道路行政について伺います。

まず1番として、近隣町村への連絡道路整備計画について伺うものであります。

現在、大型バスが睦沢方面へ行くには、長生村七井戸まで迂回しなければなりません。隣町に大型バスが直接乗り入れることができない町は、県下でも当町だけだと考えております。交通の利便性、また、観光業の活性化を考える上でも、大型バスが通行可能な道路整備が必要であります。今後の整備計画について伺います。

2点目、主要道路の整備計画について伺います。

町が管理する主要道路については、毎年計画的に整備していく必要があります。しかしながら、現在の道路行政は生活道路の小規模補修事業が主なものであります。当町で生活する上で、移動手段は車を使用することが不可欠であります。そのためにも、主要道路の整備は最優先で取り組むべき事業であると考えます。

例を示せば、町営の川間住宅を東浪見方向に進むと、歩道が途中で切れ、道路の幅員が狭まり、危険なカーブとなっております。また、本給から中学校へ通じる道路は、環状線の役目を果たす道路であります。途中譲り合わなければ通行ができない箇所もあります。

今後の町道の整備計画について伺うものであります。お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鵜沢一男議員の道路行政についてのご質問にお答えいたします。

近隣町村への連絡道の整備計画でございますけれども、ご指摘のとおり、玉前神社周辺の町道は大変狭く、県道南総一宮線に乗り入れられないことから、大型バスのいわゆる12メートル級でございますけれども、迂回しなければ走行できない状態でございます。この状態の解消のためには、現在行われております南総一宮線のバイパス整備工事の完成が最も有効だと考えておりますけれども、町としましても並行して走るオランダ屋の交差点から睦沢に抜ける町道1-3号線と県道南総一宮線を横に結ぶ道路の整備の必要性は感じております。

また、町内道路の整備について、今後の整備計画はどうかという話でございますけれども、一例を挙げますと、今ちょうど都市計画の見直しということで、マスタープランを策定いたしました。これはいわゆる避難道路というのが出ておりますけれども、地震とか津波に対する避難道路という概念は以前はございませんでした。ですから、3.11の前にはそういう概念がなかったものでございますので、町の都市計画の中にそういった道路の位置づけはされておられません。そういうことで、今回都市計画の見直しということで、マスタープランを策定いたしまして、そういった見直しをしたところでございますけれども、今度はそれに基づきまして、具体的な道路の整備計画をこれからつくっていくという時期に来ております。

そういうことで、このようなさまざまな問題を解決することを目的としました、町全体を網羅した道路整備計画を策定すべく、町内の道路整備に関するプロジェクトチームを立ち上げる準備を行っているところでございます。今後、計画的な道路整備が可能となるようにしていきたいと思っております。また、今後の主要幹線道路の整備などの計画的な整備に必要な事業費につきましては、議会と協議をしながら、予算措置を講じたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 先に述べました、睦沢方面に通じる大型バスの通行、これについて再度質問したいと思います。

県道南総一宮線の計画、これは承知しております。ただ、この完成はなかなか先になるかと、私は考えております。そうしたことを考えたときに、県の計画に沿って、町は先行して南総一宮線に接続する道路の計画の策定と実行をしていく必要があると考えますが、再度お聞きいたします。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 再質問にお答えいたします。

そのとおり、計画に沿って先行してという形でございますが、先ほど町長の説明がありましたとおり、中学校の出口から沢地区を通って、川を渡り国道まで抜ける都市計画道路というものが設定されております。これについては、ご周知のとおり全く手がつけられていない状況でございますので、これについてのどうするかについての議論も必要になってまいりますので、このような横につながる道路の早急な整備に対して、先ほど申しましたプロジェク

トチームの中で、十分検討した中で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 承知しました。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

農業行政について伺います。

1番として、施設園芸に対する助成についてであります。近年、大規模化、集約化が進む町の主要農産物であるトマト等の栽培農家に対する助成について、最大のライバルであります白子町と比較しての質問であります。

①といたしまして、白子町との助成の比較差についてを伺います。

②として、助成に格差が生じている場合の対応策についてを伺います。

2点目、果樹園芸に対する助成についてであります。一宮・岬梨組合は、一宮町及びいすみ市の2市町の梨農家で構成される組合であります。平成23年までは同一組合でありながら、当町の組合員よりいすみ市の組合員のほうが、市から受ける助成のほうが大きいとの問題が提起をされ、当町は助成率を引き上げた経緯があります。しかしながら、現在でも一部の事業に格差が生じております。そこで伺います。

①といたしまして、いすみ市との助成の格差についてを伺います。

②として、助成の格差が生じている場合の対応策についてを伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鵜沢議員の2つ目の質問に対してお答えいたします。

まず、①の園芸施設についてでございますが、施設園芸についてですが、トマト栽培農家に対する白子町の助成状況は、トマト産地振興プロジェクトとして、県改良普及課OBによる営農指導を開催しております。また施設の新設や改修等については、国・県の補助事業を活用しており、町の上乗せ補助はないということでございます。一方、一宮町におきましては、白子町同様、国・県の補助を活用しておりますが、県補助事業の新「輝け！ちばの園芸」産地支援整備事業における施設改修が対象となるリフォーム支援型については、町から事業費の5%を上乗せで補助しており、一宮町のほうが手厚い助成となっております。

また、農業用の廃プラスチックの処理については、一宮町、白子町ともに処理費用を負担しており、一宮町の農家負担は1キログラム当たり5円、負担割合といたしましては12%で

ございます。一方、白子町の農家負担はなしということで、こちらは白子町のほうが若干手厚い助成となっております。

以上のように、一宮町と白子町では若干の助成格差がありますが、トマトは一宮町の主要品目であり、土耕から水耕に栽培形態を見直す農家もふえておりますので、今後は他の品目とのバランスを考えた中で支援を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②の果樹園芸についてでございますが、一宮・岬梨組合の助成は、環境にやさしい農業推進対策事業として、化学肥料及び農薬の軽減にかかる経費を補助しておりますが、予算額全体については大きな差はございません。

そのほか、県が補助する新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業において、省力機械等整備にかかる経費を、一宮町では5%、いすみ市で25%の上乗せ補助を行っており、こちらはいすみ市のほうが高い補助率となっております。さらにいすみ市では、市単独の、独自の農産物防災・防鳥網整備事業という形で、防災・防鳥網の補修にかかる経費について補助しており、一宮町では、現在ではこのような事業に対する補助は行っておりません。

以上のように、一宮町といすみ市では、事業により補助率の相違があるのが現状です。本来であれば同じような補助及び助成で実施するのが理想ではありますが、トマトと同様に他品目とのバランスもありますので、その辺を考慮した中で、農家の実情に見合う支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） わかりました。ありがとうございます。

再度質問させてください。施設園芸農家、果樹園芸農家などの農業者に対する利子補給について再度質問いたします。

農家が農業経営のために借り入れた資金に対し、町が行っている利息の助成についてであります。1番として、白子、いすみ市と比較して助成率の比較差。2番といたしまして、助成に格差が生じている場合の対応についてを伺います。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鶴沢議員の再質問についてお答えいたします。

農業制度資金の利子補給でございますが、農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金は、人・農地プランの中心的経営体として位置づけられた認定農業者について、国の予算の範囲内で貸付当初5年間は実質無利子化となっており、全国一律の助成がなされています。

次に、農業近代化資金につきましては、平成27年8月19日現在で、基準金利が1.95%となっております。一宮町では、0.5%の利子補給を行っており、白子町では基準金利が2.3%以上の場合には利子補給を行うということでございますので、現在の低金利の状況では白子町では対象外となっております。また、いすみ市は資金の種類別に利子補給を行っており、一宮町より高率の補助が出るケースもございますが、現在の低金利でいきますと、農家負担の差はございません。

市町村の利子補給のほかに、県、農林水産長期金融協会、農協から利子補給がされており、現在の低い基準金利では、実質無利子となっておりますので、他市町村との差はない状況となっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） ありがとうございます。

率や利子補給の現状についてよくわかりました。

農業者に対する助成についてであります。率については他町村と大きな差はない。多少のばらつきはあるようでございますが、これは要望いたします。農業者の助成については、過去の助成事業にこだわらず、その時々合った助成をしていただきたい。そうしないと、必要ないところに助成のお金を出して、実際には効果を生んでいない、そういう場合が見受けられます。これを求めて質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鵜沢一男君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時14分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（島崎保幸君） 日程第6、決算認定を上程いたします。

認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度

一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは認定第1号から認定第5号までの決算につきましては、お手元に配付しております、この一宮町決算資料というものが、1センチほどのものがあると思いますが、この1ページから4ページでご説明をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは1枚お開けいただきまして、1ページ目になりますが、平成26年度一宮町会計別決算額一覧表ということで、この表につきましてご説明申し上げますが、一般会計と全ての特別会計の決算額の一覧表でございます。

最初に、一般会計でございますが、収入額45億9,661万738円に対しまして、支出額43億81万1,815円となり、差し引き金額2億9,579万8,923円でございます。

次に、特別会計でございますが、4つの会計を合わせまして収入額28億2,387万5,251円に対し、支出額27億297万9,934円となり、差し引き金額1億2,089万5,317円でございます。

1枚お開き願いたいと思います。こちらは歳入総額の一覧でございます。

最初に、一般会計の収入総額ですが、45億9,661万738円となり、前年度に比べ8億195万9,600円、率にしまして14.9%と大きな減少となりました。減少の主な要因でございますが、新庁舎建設工事の完了と庁舎建設基金の繰入金4億3,513万1,000円減少したこと、さらに役場下の幹線農道の歩道新設事業や、一宮小学校屋内運動場耐震改修事業が完成したことで、国庫補助金が3億6,186万8,000円、地方債が1億8,300万円減少したことが大きく減少した要因となっております。

次に、特別会計でございますが、4会計を合わせると28億2,387万5,251円で、前年度に比べ0.7%、2,000万3,236円の増となりました。こちらは国民健康保険事業特別会計における共同事業交付金や農業集落排水事業特別会計における県支出金が減少するなど決算規模の縮小要因もございましたが、それ以上に介護保険特別会計における各種介護サービスの給付費

の増加に伴い、国・県負担金や支払基金交付金が増加したことが大きな要因となり、特別会計全体で増となっております。

次に、1枚お開きいただきまして3ページ目になりますが、こちらは全ての会計の歳出総額の一覧となっております。一般会計の支出総額は43億81万1,815円となりました。前年度に比べると8億6,736万4,444円、率にしまして16.8%、こちらも大きな減少となりました。歳入が減少したのと同様に、新庁舎の建設事業、役場下幹線道路の歩道新設事業、一宮小学校屋内運動場耐震改修事業など、平成25年度中に集中した大型事業が完了したことが主な減少要因でございます。

また、特別会計につきましては、4会計を合わせると27億297万9,934円で、前年度に比べ1.2%、3,294万1,737円の増加となりました。こちらは農業集落排水事業特別会計において、補助金を活用して取り組んだ排水機能の診断業務が終了するなど決算規模の縮小要因もございましたが、それ以上に介護保険特別会計における各種介護サービス給付費の増加が大きな要因となり、特別会計全体で決算規模の増加となっております。

また1枚お開きいただきたいと思っております。歳入歳出差し引き残額でございます。

一般会計の残額は2億9,579万8,923円となり、前年度に比べ28.4%、6,540万4,844円の増となりました。特別会計につきましては、全体で1億2,089万5,317円の残額となり、前年度に比べ9.7%、1,293万8,501円の減少でございます。この残額につきましては、予算の正確性への関係もございまして、年度末の補正予算時に十分に決算見込みを精査するなど、安易に残額が残らないよう予算の管理に注意を払ってまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度の決算につきましての説明を終了とさせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出したいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、委員構成については各常任委員会より2名を選出することに決しました。

委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報告願います。

それでは各常任委員会の開催場所を申し上げます。総務文教常任委員会、議長室、経済常任委員会、議員控室、厚生常任委員会、議員控室。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時32分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員、森 佐衛、小安博之、経済常任委員会、鶴野澤一夫、小林正満、厚生常任委員会、渡邊美枝子、藤井幸恵君。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時48分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので報告します。

委員長、森 佐衛君、副委員長、小安博之君。

以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は10月22日木曜日、10月23日金曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、10月9日金曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

なお、詳細は後日事務局より文書にて連絡いたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（島崎保幸君） 日程第7、報告第1号 平成26年度一宮町健全化判断比率について、報告第2号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは議案つづりの11ページをお開きください。

報告第1号 平成26年度一宮町健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度一宮町健全化判断比率について次のとおり報告するものでございます。

12ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町健全化判断比率につきましては、1の実質赤字比率と2の連結実質赤字の比率は、決算が黒字となっておりますので数字は入っておりません。

③の実質公債比率は、平成26年度は8.1%、平成25年度が9.1%ですので、1ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、④の将来負担比率は、平成26年度は38.1%で、平成25年度が38.5%ですので0.4ポイント改善となりました。主な要因は、町の地方債残高や退職手当の見込み額の減少が大きな要因となりました。

しかし、引き続き財政健全化に向けて努力をしております。

次に14ページをお願いいたします。

報告第2号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足の比率について、次のとおり報告するものでございます。

15ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきま

して黒字でありますので数字は入っておりません。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

本案については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（島崎保幸君） 日程第8、報告第3号 一宮町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 17ページをお願いいたします。

報告第3号 一宮町一般会計継続費の精算報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告を次のとおり報告するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

平成26年度一宮町一般会計継続費精算報告書についてでございますが、継続費にかかる事業が終了したときは、議会に報告することとなっております。

それでは初めに、新庁舎建設事業ですが、平成24年度の全体計画のうち、年額割りの事業費が1,000万円、平成25年度が6億3,846万6,000円、平成26年度は1,037万8,000円、3カ年の計で6億6,224万6,000円でございます。

支出済みは平成24年度が1,000万円、25年度が6億3,846万5,470円、26年度は1,037万8,000円で、3年間の計は6億6,224万5,470円です。

19ページになりますが、年額割りと支出額の差は530円でございます。

次に、18ページの下の方の表になりますが、都市計画マスタープラン策定業務ですが、平成24年度の全体計画のうち、年額の委託料は81万3,000円、25年度が352万2,000円、26年度は469万6,000円で、3年間の計は903万1,000円でございます。支出済み額は平成24年度が

81万2,700円、25年度は352万1,700円、26年度は469万5,600円で、3年間の計は903万円です。
19ページになりますが、年額割りと支出額の差は1,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第145条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第1号 一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは20ページをお開きください。

議案第1号 一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、番号法の施行に伴い、町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、開示、訂正及び利用停止を実施するための規則の改正、その他所要の改正をするものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成27年10月から順次全ての方に、個人番号を通知するための通知カードが住民票の住所に送られます。これにより、個人番号に係る個人情報の取り扱い等についての条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、20ページの第2条の定義でございます。2号の特定個人情報、3号の情報提供等記録、21ページの4号の特定個人情報ファイル、磁気テープ等の用語の追加がされております。

個人情報とは、住所、氏名、生年月日が含まれる情報で、特定個人情報は住所、氏名、生年月日に12桁の個人番号が含まれた情報となります。今回この特定個人情報という文言の追加が大部分でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

第5条の2の特定個人情報保護評価、第7条の2の特定個人情報の利用の制限、23ページの第7条の3の特定個人情報の提供の制限におきましては、特定個人情報に関する取り扱いが今回追加をされております。

同じく23ページの下から10行目の第12条の2項でございますが、未成年者もしくは成年後見人の開示請求は法定代理人のみでありましたが、本人委任による代理が追加をされております。

続きまして24ページをお願いいたします。

24ページの一番上になりますが、第20条の2の情報提供等記録の提供先等への通知につきましては、情報提供等記録の訂正を実施した場合の提供先への通知について追加されております。中ほどからの第23条関係では、特定個人情報の利用停止の請求につきましては、特定個人情報の利用停止がこちらにも追加されております。

次に25ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則になります。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法という、附則第1条第4号に掲げる規程の施行の日は、これは個人番号を利用できる日ということで、平成28年1月1日から施行するものでございます。

ただし書きでございますが、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するということで、1号につきましては第5条の次の1条を加える改正規定及び第25条の改正規定は、特定個人情報保護評価及び一宮町個人情報保護審査会についてで、これは公布の日から施行するものでございます。

2号の第7条の次に2号を加える改正規定、第7条の3に係る部分に限るということで、番号法の施行日は特定個人情報の利用の制限は、これは通知カードの交付事務が開始される日で、平成27年10月5日から施行するものでございます。

3号の第20条の次に1条を加える改正規定で、番号法施行令第1条第5号に掲げる規定の施行の日は、これは国の機関の間で情報のやりとりが開始される日で、平成29年1月1日の予定でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第1号 一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、議案第2号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それではつづりの26ページをお開きください。

議案第2号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま議案第1号で説明がありましたように、10月5日から個人番号制度が動き出します。それに伴いまして、本条例に2つの条文を追加するものでございます。

第1条につきましては、10月5日から順次皆様方に郵送されます紙の通知カード、この通知カードをなくされた場合、再交付する場合は1枚につき500円いただきますというものでございます。

この通知カードは身分証明書のかわりになりませんので、プラスチック製の写真つきのカードが欲しいんですということであれば、皆様方が個人で申請していただくこととなります。その申請に基づきましてカードを作成していきます。そのカードは来年の1月1日から交付が始まります。交付された個人番号カード、こちらを紛失された場合には再交付に1枚800円いただきますという条例でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第2号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長(島崎保幸君) 日程第11、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは27ページをお願いいたします。

議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてご説明を申し上げます。

28ページをお願いいたします。

平成27年度一宮町の一般会計補正予算(第2次)は次に定めるところによるものです。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,513万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,615万円とするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は第2表地方債補正によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正ですが、追加につきましては、起債の目的は一般単独事業債で一宮保育所用地の購入事業で、限度額が4,140万円です。

続きまして、変更の一般単独事業債の保育所バス購入事業は、補正前の限度額は350万円

でしたが、補正後は260万円とするものです。保育所バスの購入をしたところ、当初予算より安価となったため、借り入れの限度額を変更するものです。

その下の公共事業等債の国営両総土地改良事業は、補正前の限度額は3,220万円でしたが、補正後は3,260万円とするものです。国営両総土地改良事業の平成26年度の負担金が確定したため、借り入れの限度額を変更するものです。

次に37ページ、38ページをお願いいたします。

初めに歳出からご説明をいたします。

37ページの1款議会費から50ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

また、各科目の中の人件費の給料、職員手当、共済費の増減につきましては、主なものは4月の人事異動によるもの、当初予算作成時より2名の職員の減、共済費の改正等により減額するもので、説明は省略とさせていただきます。なお、人件費は一般会計と特別会計の全ての会計で4,264万9,000円の減額でございます。

それでは初めに38ページのちょうど中ほどよりちょっと下になりますが、ふるさと応援事業の342万8,000円のうち、報償費のふるさと寄附金謝礼の337万円は、今年度からクレジット決済の導入やふるさと納税枠が約2倍となり、返礼品の説明もよりわかりやすくしたところ、昨年度の7月までの4カ月間では、ふるさと納税が68件、今年度の7月までの4カ月で546件と8倍となったため、返礼品の謝礼を増額するものでございます。

その下の防災行政無線管理運営事業の157万7,000円は、防災無線の戸別受信機50台を当初予算計上いたしましたが、既に在庫がなく、30人が予約を待っておりますので、今回50台を補正するものです。

その下の社会保障・税番号制度関連整備事業の284万1,000円は、個人番号制度施行により、地方税法システム、宛名管理システム、障害者福祉システム、健康管理システムのそれぞれ改修するための委託料です。

その下の集会所等改修費補助事業の94万1,000円は、権現前区集会所の屋根の塗装工事及び外壁のトタン張りかえ工事、そして9区の1集会所の雨戸改修工事の事業費のそれぞれの2分の1を補助するものでございます。

続きまして40ページをお願いいたします。

40ページの上から2つ目になりますが、住民基本台帳事務費の41万2,000円は、これは個人番号制度施行により公的個人認証システム機器の利用が終了となるため、データの消去作

業及び廃止処理を行う費用と通知カードや、個人番号カードへの住所変更等の裏書きを正確に効率よく行うためのシステム1台の借上料や、平成28年1月から利用する統合端末用タッチパネル1台を購入するものでございます。

次に42ページをお願いいたします。

42ページの児童手当支給事業の30万3,000円は、これは平成26年度の児童手当が確定したため、国と県のそれぞれに返還をするものです。

その下のひとり親家庭等の支援事業の75万1,000円は、ひとり親家庭の経済支援のため、医療費の一部を町が助成する制度で、入院助成の申請の増に伴い補正をするものです。

その下の保育所整備事業の6,514万3,000円のうち委託料の982万8,000円は、一宮保育所の移転整備を行うための用地測量、造成工事設計及び近隣家屋調査の委託料です。また、公有財産購入費の5,531万5,000円は、9区の待山地区の土地8,332平米を一宮保育所用地として購入するものです。

下から2番目になりますが、高校生等医療費助成事業の74万4,000円は、高校生の医療費の助成は当初の予定より申請が増加したため補正をするものでございます。

一番下の保健センター管理運営費の42万9,000円は、保健センターの玄関の外側の自動ドアの開閉にふぐあいがあるため修理するものでございます。

次に44ページをお願いいたします。

一番上になりますが、海岸周辺環境保全事業の30万円は、小中学校の生徒児童が家族や知人から調査したウミガメのことをまとめたウミガメ歴史調査冊子1,000部を作成する印刷製本費です。

次に農業振興事業の73万6,000円のうち、園芸施設省エネルギー化推進事業補助金の25万9,000円は、農業者が暖房機1台を導入するための県からの補助金です。また水田持久力向上対策事業補助金の47万7,000円は、飼料米等の取り組みに要する経費に対し、10アール当たり1,500円を補助するもので、320アールの作付に対する県の補助金です。

その次に、ため池整備事業の547万7,000円は、洞庭湖堤体の漏水に伴う実施設計、測量設計及び土質調査の委託料です。

水産振興事業の△670万円は、町から日本ウミガメ協議会へ補助金として当初予算計上した670万円を減額し、次の日本ウミガメ会議開催事業の518万7,000円は当初の670万円の内容を精査し、町が直接行う部分と補助する部分を分類し、組み替えるものでございます。

需用費の20万2,000円は、日本ウミガメ会議ののぼり旗50本と懸垂幕を作成する費用と一

宮号の燃料代です。

委託料の65万9,000円は、ポスター、チラシ、プログラムを作成する費用です。

使用料及び賃借料の196万1,000円のうち、会場使用料の155万6,000円は、シーサイドオーツカ3日間の会場使用料です。バス借上料の40万5,000円は2日間のバス借上料で、会場から大原港、交流会場及びファーマーズマーケット会場などに使用するための借上料です。

負担金補助及び交付金の236万5,000円は、町から日本ウミガメ協議会へ補助するものです。内訳は、ウミガメ史1,000部の印刷費、インターネット中継、雑誌広告、ラジオタイアップ企画などがございます。

次に46ページをお願いいたします。

46ページのちょうど真ん中になりますが、道路維持管理事業の200万円は、道路維持の緊急対応工事の当初予算220万円は既に支出済みであり、今回の緊急時に対応するための補正でございます。

次に下から2番目になりますが、災害対策事業の126万円は自主防災組織の資機材、防災訓練の県補助が事業名も改正され、3分の1から2分の1に補助金が拡充されたため、予算の不足分を補正するものでございます。

48ページをお願いいたします。

東浪見小学校管理運営事業の127万3,000円は、東浪見小学校進入路と駐車場の工事に伴い、支障となる高圧電気引き込みの電柱を移設する費用です。

一番下になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金の△958万9,000円は、人事異動に伴う職員1名減による職員給与等の繰り出し分を減額するものでございます。

50ページをお願いいたします。

介護保険特別会計繰出金の△426万9,000円と後期高齢者医療特別会計繰出金の△6万3,000円は、人事異動に伴う職員給与等の繰り出し分を減額するものでございます。

次に35ページ、36ページをお願いいたします。

続きまして、歳入につきまして説明いたしますが、9款地方特例交付金、14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、21款町債ですが、その内容につきましては36ページでご説明をいたします。

地方特例交付金の86万7,000円は、住宅ローン減収分の交付金の補填特例交付金でございます。

次に、総務管理費補助金の230万円は、国からの社会保障・税番号制度システム整備を行

うための補助金です。

戸籍住民基本台帳費補助金の38万9,000円は、個人番号カード交付にかかわる人件費などの国からの補助金です。

総務費補助金の地域防災力向上総合支援補助金の113万円は、千葉県地域防災力補助金事業が新たに創設され、現行の3分の1の補助金が2分の1となり、補助金の増額でございます。

社会福祉費補助金の37万5,000円は、これはひとり親家庭等の医療費の増に伴う県からの補助金です。

農業費補助金の92万3,000円は県の補助金で、25万9,000円は農業者が暖房機を1台導入に伴う補助金、47万7,000円は飼料米等の作付に伴う補助金、34万5,000円は船頭給区の農家台帳システム作成に伴う補助金です。

次に、財政調整基金繰入金の△129万円は、職員給与の減額による余剰金を財政調整基金に戻すものでございます。

大塚実海と緑の基金繰り入れの△277万4,000円は、日本ウミガメ会議開催経費の精査と一般財団法人千葉県環境財団からの助成金による余剰金を戻すものでございます。

農業水産費受託事業収入の104万9,000円は、船頭給区の農地集約事業の実施に伴う臨時職員の賃金等でございます。

雑収入の156万1,000円は、ウミガメ会議及びウミガメ歴史調査に伴う一般財団法人千葉県環境財団からの助成金です。

一般単独事業債の4,050万円は、一宮保育所用地購入費と保育所バス購入の75%分を借り入れするものです。

公共事業等債の40万円は、国営両総土地改良事業の借り入れ額の確定に伴い、借り入れの増額をするものです。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

（「議長、動議を提出いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 動議ですか。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

ただいま議題となっています補正予算には、保育所建設関連経費が含まれています。この

保育所建設については、十分な協議が必要であると考えますので、議員6名で構成する保育所建設特別委員会の設置を望むものであります。

以上。

○議長（島崎保幸君） ただいま小林正満君から、議員6名で構成する保育所建設特別委員会を設置し、十分な協議をしたい旨の動議が提出されました。この動議に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（島崎保幸君） この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議員の皆さんは控室にお集まりください。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時58分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。ただいま動議で提出されました保育所建設特別委員会設置の件についてを追加日程第1として日程に追加し、お手元に配付いたしました。追加日程表のとおり、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会設置の件についてを日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎保育所建設特別委員会設置の件について

○議長（島崎保幸君） 追加日程第1、保育所建設特別委員会設置の件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

一宮こども園に対する特別委員会設置の提案。

提案理由。現在、当町においては子ども・子育て支援事業計画により、一宮町保育所民間事業による認定こども園として計画を進めているが、高台への移転とした理由は東日本大震災による津波被害を踏まえての対応であったと承知している。であれば、同程度の津波被害を考慮した場合、原保育所への対策も今回の計画に盛り込むべきであった。

さらに、こども園のインフラ整備については、今後の役場プロジェクトチーム設置による対応とするなど、実効性にはほど遠い計画となっている。また、用地取得の経緯も不透明である。我が町の未来ある全ての子供たちが安心して学べる環境づくりのため、我が一宮町議会において十分に協議すべきである。

また、一宮こども園の用地を決めるときは、議会が中心となり、特別委員会を設置して、大部分が賛成する場所、誰が見ても納得する場所で決定ではないか。今の一宮町は多数決で決めれば問題ない、時間がないから仕方ない、十分議論せず、ごり押しで提案してくる。さらに、決まったかのように新聞などで有利な情報を流す。今回のやり方は過去の慣例を全く無視して、議会をも無視して先行して決めてしまう議会軽視ではないのか。早急に一宮こども園建設特別委員会を望むものです。

以上。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、平成25年の3月議会で保育所統合民営化にということで質問しました。現一宮保育所、海拔3.1メートル。建物の老朽化、駐車場の不備、河川の土手下にあるため6メートル以上の津波等で河川からあふれることが予想され、高台への移設を私は要望しました。それ以降も津波対策についての質問をしてきました。平成25年の6月、9月、12月、平成26年3月、6月と災害に関して質問をしてきました。町民の皆様の要望です。

今回、鬼怒川の下流に当たる常総市で河川の決壊による大災害を考えると、一日も早い移転が必要だと考えます。我々議員は町民から負託された議員ですので、早急の移転が必要で、今回の西部地域の候補地は西部地域にとっての発展及び海拔が13メートルということで、津波対策にも適当だと思います。

以上、今回の候補地について役場内で十分協議後、住民説明会を開催し、議員説明も受け

ております。議論を重ねて今回の用地を設定しており、他の用地を探し出すことは難しいと
考えますが、これにかわる代替案があるか伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。これは執行部に対する質問じゃないですよ。
（「提案者」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 提案者、小林正満君。

○2番（小林正満君） 代替案という話でございますが、特別委員会ができたときにはそうい
った代替案をもって検討したいと思います。

また、平成25年3月、私は逆に鶴野澤さんにお話をお聞きしたいと思っておりますけれども、2
年と5カ月ですか。平成25年3月からそういった話があった、今までその辺の話はなぜこん
なにおくれたかを逆にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 先ほども申し上げましたが、この候補地等高台に移転するというこ
とで、説明会でも担当課長のほうから説明がいろいろありました。候補地の選定で何か所か、
数カ所あったわけですが、そこがうまくまとまらなかったということで、今回の西部地区の
ほうの用地を候補地として挙げたわけです。

それまでの過程の中でいろいろあったと思っておりますが、現在における、今回補正予算という
ことで6,500万円の予算をつけました。これは執行部側のほうで十分吟味されてつけたこと
だと思っておりますので、それに対して、今おっしゃったことは十分協議はしていると思ひます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかにございますか。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 私はまだ1年生でございますけれども、鶴野澤さん2年で、前回この
話があったようにお聞きします。そのときは議会のほうで反対という形で聞いておりますけ
れども、その辺は鶴野澤さんどうなんでしょうか。

（「逆質問になっている」「提案者が質問しちゃまずいよね」と呼ぶ者
あり）

○議長（島崎保幸君） 鶴野澤一夫君。

（「質問今のは違うな」「質問できなくて」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 今、提案者への質問で、議員同士のやりとりの場ではありませんの

で、その辺は整理してください。よろしく申し上げます。

(「議事進行の件について」「整理してもらえれば結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) ほかにございますか。

鵜沢一男君。

○5番(鵜沢一男君) 提案者にお聞きします。

特別委員会設置の目的は、今回町が示している待山の場所について、疑問を感じると、ここで本当にいいかということ、心配だと、そういうことで建設場所の位置のことだけについて特別委員会の設置を求めていると私は理解しているんですが、いかがでしょうか。

○議長(島崎保幸君) 小林正満君。

○2番(小林正満君) 私、特別委員会を今現在の土地も含めた中で検討を考えております。

以上です。

○議長(島崎保幸君) 藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

発言者にお伺いしたいんですが、私自身の考えとしましては、規模とこども園の運営形態も含めて検討することによって、用地の広さがそれほどまで必要ないというケースも出てくるはずですから、それによって選択肢も広がると思いますけれども、特別委員会を設置する際には、用地を検討するという中にそういう部分も含まれることもあり得るのでしょうか。

○議長(島崎保幸君) 提案者、小林正満君。

○2番(小林正満君) 特別委員会の中の項目はさほど細かくは決まっていませんけれども、いろんな面で、安全面、また面積、いろんなことをきめ細かく考えながら、そういった位置関係、現在の候補地がいいのか、それを含めた中で検討する計画を持っております。

以上です。

○議長(島崎保幸君) ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

保育所整備基本計画の推進に関する特別委員会設置について、反対の立場で討論いたします。

平成26年に町が策定した一宮町保育所整備基本計画の策定背景には、平成24年、就学前の

児童を持つ家庭525世帯を対象に実施した、公立保育所の今後のあり方に向けたアンケートの結果があります。

このうち、一宮保育所の移設についてどう考えるかという問いに対して81%が早期移転が必要であると回答しております。一宮保育所の早期移転要望は非常に強いものと見受けられます。これに応えるために、町は昨年10月4日、福祉健康課内に計画推進を専任する保育所計画推進室を設置し、スケジュールどおり計画を推進してきました。

今回の特別委員会の設置については、民営化法人選考委員会の設置条例制定を可決した時点で、町の方針が民営化するという事として決定して、既に東浪見保育所の民営化法人が決定され、施設整備が進んでいることや、一宮保育所の予定地の選定はこれまでも何度も議会説明を受け、ホームページ、広報紙でも進捗状況の周知に努めており、問題ないとして町は進めていることを考えると、特別委員会を設置し、9月補正に計上されている一宮保育所用地取得費について保留することにより、一宮保育所の整備がおくれ、住民要望の実現をおくらせかねません。

よって、特別委員会の設置は必要ないと考え、特別委員会の設置について反対いたします。以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに賛成討論ありますか。

藤井敏憲君。

○10番（藤井敏憲君） 10番、藤井です。

私は賛成の立場で討論いたします。

今までの一連の流れから、こども園用地の買収が不透明であり、またさまざまな問題点がある中採決を急ぐことは、多くの町民が疑念を持っております。

先月の説明会でも、わずか47名程度の人が集まり、町民の中からはいろいろな要望があり、質問もありました。町側からは検討協議しますと確約的なことは何一つ答弁がありませんでした。このような中で建設を進めていった場合、特別なことがない限り建てかえはきかないわけです。

前途ある子供さんたち、またこれから生まれてくる子供さんたちを、それを支え、また育む家族の人々が、本当にあの場所でいいのかというようなことが後になって出ないためにも、議会制民主主義のもと、執行機関に対し、あくまでも正しい意味での町民全体の立場に立って批判、監視すべきと考え、議会としての慎重審議をし、町民に十分理解してもらえるよう努力することが議員としての使命と思い、これらを勘案して特別委員会設置に賛成するもの

であります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はございますか。

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより追加日程第1、保育所建設特別委員会設置の件についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立少数。よって本案は否決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第11、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）に戻ります。

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ウミガメ会議予算についてお伺いします。

事業課のほうにお伺いしますが、この予算の中でプログラム作成費、あるいは情報収集分析費というのがございますが、これが当初の予算の計画と比較の一覧表がございますけれども、変更されました。会議プログラム作成費108万円となっていますが、80万円から108万円に変わりました。

私がNPO法人ウミガメ協議会に以前確認したところによりますと、プログラム作成費はウミガメ史をつくるためですと。さらに、情報収集分析費も同様ですということでしたが、これで見ますと、当初の額は情報収集分析費150万円、会場プログラム作成費80万円、合計230万円なんです。新たな変更予算額は情報収集分析費が23万円減額されて、一方、プログラム作成費が28万円増額されていますが、これは何をどういうふうに移したのでしょうか。その辺のところを、詳細を教えてください。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） この金額の差異については、町のほうで補助金の支出に当たり、正確な金額が欲しいということで見積もりを徴した結果の差異になっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 私としましては、その見積もりの内容を知りたいんですけども。
（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 見積もりの内容といたしましては、A4サイズの100ページのも
のを1,000部つくるという形で100万円という見積もりが来ております。それに消費税を合わ
せて108万円となっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 従来のウミガメ会議の、私の手元にある少ない資料を確認いたします
と、このウミガメ史、前回のものは、これは事業課でお借りしたんですけども、こういっ
た体裁のものが、80ページから90ページのもので4分の1ぐらいが広告の部分、これがカラ
ーになっております。こういう感じですね。

それで、これと実はもう1冊、このウミガメの上陸産卵というデータ史がございます。こ
れ三、四十ページですけども、この資料をもとにこの内部のデータ、グラフをつくって、
この中の記事が書かれているということになっています。

それで、そのところが例えば奄美の場合ですと、鹿児島とか地元の参加者の場合には参
加費は無料と。ですが、こうした資料に関しては、私の記憶している中では約2,000円とい
うふうに費用を支払って、それで参加していたと思います。ですから、一般の参加費5,000
円、これは支払って参加している方はそのうちの2,000円分はこういった資料に充てられて
いるということになるわけですね。

これを実際に有料にするかどうかかわからないと、きのう確認したところでは言っておりま
したが、有料にしても、無料にしたとしても、この新たなウミガメ史作成費用、印刷費が当
然かかるわけですけども、少なくとも印刷費、あるいは資料作成費を全て含めて230万円
ぐらいかな、そのくらいになります。これはウミガメ協議会が負担する部分もございま
すけれども、町が補助する108万円、基本的にこれは参加者に補助金を出しているのと全く同
じ形になりますね。

言い方を変えると、ウミガメ協議会に108万円、見えない補助金を出しているということ
になります。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） お答えいたします。

昨年の奄美の件ですが、おっしゃったとおりウミガメ史、参加費を払った方については無料配布、参加費無料で県内の方々について、購入希望者については1,000円から2,000円程度の実費で購入していただいたという形ですが、ほんのわずかだというふうに話を聞いております。

今お話のとおり、今回については町のほうの補助金の部分として支出いたしますので、現在のところ対応は未定ですけれども、なるべく補助金が、今おっしゃったように裏の補助金のようにはならないような形で、今後実行委員会のほうできちんと精査したいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） それであれば、これは減額するしかないと思うんですけれども、さらにもう一つ、別の件でお伺いします。

この資料の中には、附帯事業として28年度、29年度の事業がございます。本年度を含めると1,400万円余りということになりますけれども、これまでのさまざまな説明会、保育所の説明会なりが特にそうですけれども、資料を提示して説明したものは了承してもらったものだという形で進行されていると。先ほどの小林議員の提案があったことと同様なんですね。

そういう形に実際になっているので、これは本年度の予算を認めると、附帯事業の28年度、29年度も説明了承を受けたという形になってしまうのではないかというふうに危惧いたします。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 附帯事業等につきましては、これは環境財団につきましても単年度の補正予算要望となりますので、28年度、29年度についてもまた各年度ごとの町の予算計上のときに皆様にご審議していただく形になろうかと思っております。

なお、先ほどウミガメ史の話がありましたが、これについては実際の多分実行した後の完了実績のほうで、もしかしたら減額される場合もあろうかと思っておりますけれども、現状においては予算として計上させてもらっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

このウミガメ会議に関するさまざまな経費ですけれども、基本的にこういうイベントなり

何なり、例えば学会とか研究会ですとかそういったものに関しては、基本的にはどういう場合でも宿泊費、交通費、参加費、ここではイベントのツアーですね。こういったものは自己負担であるというのが全国普通基本なんですね。それをいろんな部分で補助金を出すと。いろんな形で補助金を出すというのが余りにもおかしいじゃないかというふうに考えられます。

そしてさらに、町長も事業課長もご存じだと思いますが、ウミガメ協議会というのは毎年度6,000万円から7,000万円の事業費を使いまして、さまざまな事業運営をしています。そのうちの半分ぐらいが国とかの補助金になっています。その中に、ただウミガメ協議会自体のスタッフは5、6名、6、7名ぐらいしかいないんですね。大阪が本部ですけれども。

その中の一つの事業として、環境省のこういうモニタリングサイト1000というものがあるのはご存じだと思います。ですよ。これはさまざまな野生生物、植物、動物の調査を委託して行っているんですが、この中にウミガメ調査というのがございます。これは約1,000万円の事業なんですが、入札によって決定しています。それで毎年ウミガメ協議会が落としていくわけで、ほかに調査できるところがないんですね。

実は、この環境省の……

○議長（島崎保幸君） 簡潔にお願いします。

○7番（藤乗一由君） はい。環境省の事業の一部がこの予算の中に入っているんです。ですから、新しい補正の予算はいま一つわからないんですね。中身は。だけれども、当初予算であれば間違いなく、ここに入っている環境省の1,000万円のどれだけかわかりませんが、それに町が補助金を出すという形になっていたんです。ご存じないですか。

なぜかといいますと、この上陸産卵のデータの中に、環境省が調査しなさいという調査ポイントが完全に含まれているんですね。しかも、この環境省が調査する内容については、非常に細かい内容について調べることになっています。実際にこちらのウミガメ会議で開催される内容の資料を見ますと、大体百四、五十ポイントぐらい。これは合計した部分ですけれども、あります。その中の41ポイントは環境省で調査しなさいということになっているんですね。

そして、この41ポイントの内容は非常に詳しく調べることになっていまして、ウミガメ会議で出てくる資料は数字だけのものなんです。簡単なんです。数字を落として、エクセルに入れてグラフ化すればいいだけなんですね。グラフ化したものがこの資料の中にあるこういったものです。

それで、ですから情報収集分析費というのは、この中にかなりの部分が含まれていると考

えなければおかしいんですね。仕事はごく数えられるわずかな人でやっているの、どっちがどっちの仕事か仕分けられないわけです。この予算を出すのであれば、これは絶対違いますという証明をしていただかなければできないはずですよ。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁できますか。塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ご指摘のウミガメ史につきましては、資料のとおり、私どもの町が補助する部分については、あくまでも印刷費と輸送費のみでございます。

したがって、おっしゃっておりますような調査解析については私どもの予算の中で見られたとおり、全てこれはウミガメ協議会のほうで行う部分でございますので、町といたしましては、それはあくまでもウミガメ会議の冊子という形の印刷のみを助成するものでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君、簡潔にお願いします。

○7番（藤乗一由君） 当然そういうお答えが返ってくると思いましたが、最初にどういうふうにならなっているんですかとお聞きしたんです。それがわからなければ、その通りに聞けないじゃないですか。本当にそうですかと。予算をつくりかえているんですから。いかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 一応私どもの預かっている見積書のほうも印刷費というふうになっておりますので、そのように理解しております。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 1つ補足させていただきますけれども、先ほど学会云々というお話がありましたけれども、ぜひ去年、藤乗さんに奄美大島のほうに出ただけであればよかったなと思います。

というのは、これはいわゆる大学の教授の方が出席する、いわゆる学会ではございません。あくまでも保護者、要するにウミガメ保護を行っている各地の地域の住民団体が中心の団体でございます。ですから、本当に学者、さっき言ったもちろん大学の先生等であれば、出張するときに旅費がかかります。そして宿泊費もつきましても、大半は本当にボランティアで、毎年各地域でウミガメ保護をやっている方が本当に忙しい合間を縫って、しかも自分のお金でもって奄美大島まで来てくれるんですよ。そういう方々が大半でした。

そして、恐らく一宮で開く会議に藤乗さんが出ればびっくりすると思っておりますけれども、半

分以上は若い学生です。それは日本の環境をよくしようという、そういう専門の学生が来ているわけです。そういうふうに学生さんですからお金がないんですよ。そういう方々の集まりだということをもまず理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君、いいんですけれども、切りがないので、ほどほどにしてください。

○7番（藤乗一由君） お聞きの皆さんの中には、私はこの後修正予算としてウミガメ会議、あるいはそれに関連する予算を100万円を限度としていただきたいと。それは私が町内のいろんな方とお話した中では、当初670万円というのは、内容についてご存じない方がたくさんいらっしゃいましたけれども、10分の1ぐらいだと、何十万円という単位だよねと。そういうところを念頭に入れた上で、会場費にも多少の補助をした上で100万円が限度ではないかということでも考えました。

それは、もう一つとしては、会議自体を開催できるのかどうなのかというような疑念があると思いますけれども。これはそもそもこの会議を一宮に持ってくるために、拡大主義にしている、余りにも予算が、通常500万円ぐらいのものを1,000万円近くなるような予算に拡大して当初していたんですね。そういう拡大主義がそもそも間違いです。

しかも、補助金を一昨年の牧之原市は50万円の補助金で実際に運営しているんですね。牧之原市の場合には、私は行ったことないですけれども、この資料データに基づきますと一宮のような上陸数、そういう調査のデータになっております。比較的中身については近い状況なんですね。

そういうことを考えますと、NPOにしてもこれまでたくさんの、何回も、二十数回運営しているわけですから、いろんなことがあったというふうに私はお聞きしております。これできないというのはおかしいはずですね。

ちなみに、環境省のこの仕様書、受注したところの仕様書という中に、一宮のことが出ていたのでちょっと読み上げさせていただきます。

調査設計の見直し、つまりこれはウミガメ調査に関することですが、平成26年度検討会の結果を踏まえというところではありますが、少し飛ばします。NPO法人日本ウミガメ協議会が開催する第26回日本ウミガメ会議、千葉県一宮市、開催日未定、これは一宮市と、間違いでありますということは私は環境省のほうに申し入れて修正してもらったはずで、これ3月の時点での資料ですので。において、各地のウミガメ調査にかかわる方たちに対し、

調査の見直し方針やサイトの新規募集に関する周知を図ることとする。

つまり、ウミガメ会議自体がこの環境省の事業を進めるために、一宮でやる会議自体をこれは必要なものだとしているんですけども、そのことで結果的に、その会議の中に環境省のお金が入っているんですよ。実際に、こういうふうに掲載されているんですね。そこでやりなさいということになっていると。

それで、予算のこと今申し上げましたが、じゃ撤退するののかということはありません。こういうふうに書かれていますので。また、この附帯事業の問題もございまして、そういったところも十分考えていただいて、運営そのものを見直していただかないといけないと思います。

私はこの後に提案する理由というのはそういうところになりますが、またもう1点だけ言わせていただきます。町長のウミガメ招致の理由としまして、ウミガメが来るので。ホテルでそういった観察をというようなお話がございました。一宮ではまず無理です。年間6月から8月の間、3カ月の間に10回から20回の産卵があります。90日の間の深夜から明け方にかけて、7キロの一宮の海岸に上ってくるカメを、どうやって見つけるんでしょうか。これは5つぐらいのチームをつくって、1キロぐらいずつ、每晚1時間ごとに見回らなければ見つけられないんです。

ところが、奄美大島ですとか、種子島だとか、屋久島だとかそういうところでは、例えば屋久島の場合、1キロメートルの浜に1シーズン、5月、6月の2カ月の間に2,200回も上陸していると、そういうところもあるんです。ですから、町長の言われるような観光に役立ちますというのは、ちょっと無理な話ですね。宝くじに当たるようなぐあいです。

○議長（島崎保幸君） まだ終わっていません。答弁要りますか。

（「答弁してもいいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 簡潔にどうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 別にそのウミガメ観察のために観光客が来るということを行ったのではなくて、ウミガメが産卵出産をするというだけで、わざわざ東京から四国まで行く方もいらっしゃるとい、私は一つの例え話で言ったわけがございまして、それだけのやはり人を引きつけるものがあるという話でございまして。

それから先ほど言いましたけれども、今回の、先ほど事業予算の縮小の話が出ておりましたけれども、これは11月に開催する大会なんですよ。ですから既にその関係団体はそのための準備を進めているわけです。ここでもって予算を縮小するという事は、それはもちろん、

縮小して予算、大会を開くことが可能かもしれませんが、非常に多くの方々に迷惑をかけると。あるいは非常に失望感を与えるということで、少なくとも私は誘致した当事者としては、やはり一宮町の社会的な信用を守りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 審議の途中ですが、お諮りいたします。会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定いたしました。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

（「議長、修正の動議を提出いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 動議ですね。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

修正の動議を提出いたします。

これは頭を読めばよろしいですか。

（「中身の説明、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） ただいま7番、藤乗一由君から修正の動議が提出されました。修正案配付のため、暫時休憩いたします。そのままいてください。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時38分

○議長（島崎保幸君） ただいま藤乗一由君から提出されました修正案について、休憩中にその写しを配付いたしました。

この動議は地方自治法第115条及び会議規則第16条の規定により、提出者ほか1名の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

最初に修正案読み上げさせていただきます。

議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）に対する修正案。

議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の一部を次のように修正する。

第1条中、「総額に歳入歳出をそれぞれ4,513万円を追加し」を「総額から歳入歳出それぞれ2,450万円を減額し」に、「総額を歳入歳出それぞれ44億3,615万円とする」を「総額を歳入歳出それぞれ43億6,652万円とする」に改める。同条2項中、第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。第2条中、第2表地方債補正の一部を次のように改める。となります。

内容について説明してまいります。

補正予算の中の保育所用地買収、その部分に関する歳出をゼロとさせていただきました。また、先ほど申し上げましたようにウミガメ会議予算、あるいはウミガメ関連事業に関する予算、これを関連予算に関してはゼロとして、ウミガメ会議の補助金を100万円とするという形にいたします。

そこで、内容についてご説明いたします。

歳出のほうの7ページ、8ページをお願いいたします。関係のないところは飛ばしまして、関係のあるところだけ掲載しております。

3款民生費の中の保育所整備事業、右側の8ページにあります。この6,514万3,000円、これをゼロとします。中身につきましては、委託料の982万8,000円、それと公有財産購入費の5,531万5,000円、これをゼロとするわけです。

さらに、4款衛生費の中にクリーン一宮推進事業というのがございますが、その中の8ページにございます海岸周辺環境保全事業、これがウミガメ歴史調査の冊子を1,000部つくるという予定だご説明がありましたが、この30万円をゼロにするという形です。ウミガメ附帯事業ですね。関連事業です。

さらに、5款の農林水産業費、これにつきまして水産振興事業という部分に当初書かれていましたが、これは一旦項目がかえられて、日本ウミガメ会議開催事業というふうになりました。この中の一番最後の19節にあります負担金補助及び交付金、これのみを100万円として、それ以外の項目をゼロとし、総額をこの日本ウミガメ会議開催事業総額100万円となりました。それに伴いまして、左側のページにあるような減額になっております。

これにかかわる歳入につきましては、手前のページの5、6ページにございますが、繰入金、財政調整基金の繰入金の部分、それから大塚実海と緑の基金の繰入金の部分がごらんの

ような減額になっております。

また、諸収入の部分ですが、雑入の部分で156万1,000円、これがゼロとなって、町債の部分では民生費、これが保育所用地にかかわる部分ですが、マイナスの90万円、農林水産業債、この部分がごらんのようになっております。

以上ですけれども。

○議長（島崎保幸君） 提出者の説明が終わりました。

これより修正動議に対する質疑に入ります。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

藤乗議員さんのこの修正動議案について、ちょっと質問させていただきます。

この会議は、日本だけでなく、世界中ウミガメ保護活動に努力している人たちの日ごろの活動成果の発表の場であると私は聞いています。関東以北では初めての会場誘致であって、一宮町が全面的に協力するから、多くの保護活動にかかわっている人たちは期待をしているわけです。

きょう今提出された修正動議案は、藤乗議員のほうから100万円の補助金、減額で会議を開いてくれとの修正案では、全国で地道に保護活動を行っているボランティアの方々を失望させるのではないのでしょうか。

補助金の額を下げることは、会議規模の縮小につながると私は思います。規模を縮小すべき根拠や100万円の補助金の計算根拠が明確にされていません。根拠を以前の会議との単純な比較ではわからないと思います。一宮の会議内容を示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 提出者、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 会議内容の具体的な部分、要するに細かい金額明細ということですよ。これにつきましては、一昨日新たなこの明細というか、予算書、これ出されたばかりです。しかも私の手元にはこの根拠となる資料が一切ございません。

ですから、これ自体が本当に、例えば会場費が、ということが155万6,000円というのがございますけれども、会場がどの会場とどの会場を使うということの詳しい資料が手元にごりませんので、ざっと側聞した中では、大ホールとその向かい側の控室とフェニックスホールも全部ということですが、そこまで拡大して使う必要がないであろうと。フェニックスホールだけで十分であろうというふうに考えられますけれども、詳細がわかりません。

ですから、それについてどこを削ってどこに使うというふうにはお答えできないんですが、今後検討する場合には実行委員会の中に入れていただきまして検討させていただければありがたいなというふうに考えております。

○議長（島崎保幸君） いいですか。ほかに。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 保育所の用地買収費が地方債補正、今回ゼロにするということで、ただこの地方債で買収費を組むのは75%ですから、残り25%は基金の取り崩しですか、その額が、どこを見たらいいのか。何か額が少ないんじゃないか、減額補正している額が少ないんじゃないかという気がしますけれども。原案のほうですと、用地買収費5,531万5,000円で、この単独事業債を使うのが4,140万円。そうすると1,490万5,000円がなきゃいけないんですけれども、それはどこを見たらよろしいんでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 提出者、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ここでは財政調整基金の繰入金の部分と、それから地方債補正の中では、この地方債の中で補正予算の予算書の32ページに当たりますけれども、この中で保育所バス購入事業が減額になった分、これに一部充てられた形になっておりますので、それを合わせると数字としては合うはずです。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） じゃ、僕のほうのちょっと理解が足りないのかどうか、本補正予算のほうの保育所用地の用地買収費見ていただきたいんですが、42ページ、公有財産購入費。これが5,531万5,000円となっているんですね。そのうち地方債で4,140万円を組むと。藤乗さんの案ですと、これをゼロにすると。

そうすると、この地方債は全体事業の75%の借り入れということで、1,490万円ほど、いわゆる基金からの取り崩しを戻さなきゃいけないんだと思いますが、これを見ると基金繰入金の補正額のところに斜線を引っ張ってあるのが、129万円。ちょっとその辺の、どこを見たらいいのかの説明を、ちょっとわかるようにもう一度お願いしたいんですが。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ここで減額になる部分が、保育所用地にかかわる部分ですけれども、減額になる部分、歳入のほうですよ。歳入のほうが18款の繰入金、35ページですが、財政調整基金繰入金の部分です。今言っていたいたものですね。これが129万円、これが2,503

万3,000円というふうになります。この部分、マイナスがですね。

同じく保育所にかかわる部分として民生費の部分ですが、4,050万円だったものがマイナスの90万円というふうになります。そこの部分が歳入の保育所にかかわる部分。

(「議長、関連でよろしいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 進行について。

(「進行じゃないです。関連で」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 関連。じゃ今休んでいるから。提案者に対する。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) じゃ結構です。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

先ほどの、小林議員からの保育所建設特別委員会設置の件で動議がなされて、それが一応否決されているわけですよ。それも踏まえて、この保育所整備事業6,514万3,000円の予算をゼロにしろという意味の動議なんですか。ちょっとそれを伺います。藤乗議員に聞きます。

○議長(島崎保幸君) 提出者、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 申しわけありません。もう一度お願いしたいんですが、失礼しました。

○9番(鵜野澤一夫君) 先ほど、小林議員のほうから保育所建設特別委員会設置の件ということで動議があって、これについては否決をされているわけです。そのときの予算6,514万3,000円ということなんですが、あくまでもこれに対してゼロということで、藤乗議員はおっしゃっているのか伺いたいです。

○議長(島崎保幸君) 藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 私としましては、小林議員の提出された内容に関しまして、先ほど小林議員に質問申し上げたような内容で、こども園の運営形態、それから内容、規模、こういったものも全て含めた上で検討すべきだと思っておりますが、何しろこの用地のことに関しましては、一般質問の中で申し上げましたように余りにも急過ぎると。これまでのものが2年余りもかけて、そこでいいんじゃないかと上げていたものが、急に2カ月の間に変わってしまった。

その原因はやはり十分な調査、聞き取り、周辺への説明、これが不足していたというふうにはしか考えられないというふうに申し上げましたが、そのことを踏まえたと、この2カ月間の間にこれに決めるというのは余りにも急過ぎるとというのが、今回のゼロでという修正

を提出する理由でございます。それにあわせて先ほど言ったような中身についても時間を置いて検討していただきたい。期限を決めることで、ゴールの時間を決めることで、とにかく急いでやるということのためにこういう結果ができてしまったというふうに考えますので。

○議長（島崎保幸君） 先に進みたいと思いますので。・場さん、後で説明を受けてください。
（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） ほかになければ討論に入ります。

反対討論、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

藤乗さんから提出されました、この修正動議案に関して反対の立場で討論いたします。

今回、日本ウミガメ会議を本町で開催することは、町のすばらしい自然環境を全国に発信する絶好の機会であり、その効果は移住促進や観光面などさまざまな波及効果をもたらすものと期待されます。

補正予算案におけるウミガメ会議関連予算の補正は、当初補助金であったものを、町で実施する事業と日本ウミガメ協議会への補助金として内容を十分精査した中での予算科目の組み替えであり、今回の補正額は妥当な額であり、町として会議開催の効果を最大限発揮するために必要な経費と認められることから、本修正案に反対します。

また、一宮保育所整備についても、保護者からの要望が強く、期待が大きい事業です。今回、9月補正予算案には一宮保育所移転予定地の用地取得費用と測量、造成設計費用が計上されており、事務局から示されたスケジュールから用地取得がおくれれば、応募法人がないことや予定の平成29年4月開園に間に合わなくなるといった大きな問題が起こります。現在のスケジュールをおくらせることで得られるメリットより、発生するデメリットの方が大きいのではないのでしょうか。よって本修正案に反対します。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより藤乗一由君ほか1名から提出されました修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立少数。よって本案は否決されました。

次に、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の討論に入ります。

ありませんか。

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

○10番（藤井敏憲君） 10番、藤井です。質疑はないんですか。この第2次議定、議案について。

○議長（島崎保幸君） 質疑は終わっています。

○10番（藤井敏憲君） 終わっていますか。

○議長（島崎保幸君） じゃ前に進みます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。数える。

（「ちょっと待ってください、数えます」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 数えます。もう一度お願いします。

（「原案に賛成です。一般会計のものの原案」「全体のでしょうか」「全体の本予算に賛成の方」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 本予算です。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第12、議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは議案つづりの55ページ、56ページをお願いします。

議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定につきましてご説明いたします。

56ページ、第1条に記載がありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,150万4,000円とする

ものでございます。

それでは歳出のほうからご説明いたします。63ページをお願いいたします。

説明欄でございますが、一般職員の人件費の減額991万3,000円の減額でございます。

委託料につきましては、重度心身障害者医療給付制度、こちらが償還払い方式から現物給付方式に変更になりました。その関係で現在使っております高額療養費の支給システムを改修するものでございます。差し引き958万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳入ですが、61ページをお願いいたします。

4款の療養給付費等交付金、こちらにつきましては退職被保険者の前年度医療費にかかる交付金の精算分追加交付が61万6,000円あったものでございます。

9款繰入金につきましては、歳出での減額分、こちらを同額958万9,000円減額するものでございます。繰入金につきましては歳入歳出の調整で61万6,000円の減額。合わせまして958万9,000円の減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは議案つづりの67ページをお開きください。

議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について。

平成27年度一宮町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,982万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員人件費の減額、介護保険制度改正に関する費用及び平成26年度の交付金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

初めに歳出よりご説明いたします。74ページをお開きください。

1款総務費、一般職員人件費442万2,000円の減額及びその下の欄の3款地域支援事業費、包括支援事業、一般職員人件費5万1,000円の減額については、人事異動等に伴うものです。

上の欄に戻りますが、1款介護保険運営事務費、委託料17万3,000円及び研修会負担金7万6,000円については、介護保険制度改正に伴うシステム改修費及び職員研修の負担金であります。

一番下の欄になりますが、5款諸支出金、償還金138万円ですが、平成26年度の交付金の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入の説明に移ります。71ページにお戻りください。

71ページ1段目になりますが、国庫支出金合計額6万6,000円、2段目の県支出金計1万円の減額、次に3段目の繰入金426万9,000円の減額につきましては、制度改正に伴うシステム改修委託料及び負担金補助の研修会経費及び職員人件費分の一般会計からの繰り入れ分です。

繰入金136万9,000円については、その下の段になりますが、繰入金136万9,000円については、包括的支援事業の職員人件費の町負担分及び返還金分の経費となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、議案第6号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それではつづりの77、78ページをお願いいたします。

議案第6号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

78ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,016万円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。85ページをお開きください。

説明欄にありますように、人事異動等に伴います人件費の減額6万3,000円でございます。

続きまして、歳入ですが、82ページ、83ページです。

事務費繰入金ということで、こちらのほうから6万3,000円を減額するものでございます。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第6号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第15、議案第7号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それではお手元の資料88、89ページをごらんください。

平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億488万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による、でございます。

それでは95、96ページをごらんください。歳出のほうからご説明いたします。

まず、一般管理費のうち人件費等につきましては、人事異動等による補正で減額の4万3,000円となっております。

続いて東浪見地区施設管理費でございますが、施設修繕工事費といたしまして、国道にあるマンホール周りの舗装修繕工事といたしまして129万6,000円を計上いたしております。

また、北部地区施設管理費といたしまして、事業費、修繕料という形で平成17年に設置しました脱水機の布の部分はかなり交換が必要となっておりまして、43万2,000円を計上させていただいております。

それでは93、94ページにお戻りください。

歳入でございます。繰越金、前年度繰越金の確定により、168万5,000円を繰越金として歳入とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第7号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第16、同意案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 教育委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の渡邊恵之助さんが、平成27年9月30日をもって任期満了となることから、改めて任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号、第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

渡邊さんは昭和27年4月25日、一宮町で生まれ、昭和49年3月に千葉敬愛短期大学初等教育科を卒業後、愛光保育園において41年間保育業務に従事され、現在は愛光保育園の園長としてご活躍されております。児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行ってきた功績及び人格、識見もすぐれていること、また平成23年10月1日から教育委員として任命され、平成24年10月から1年間教育委員長として歴任されております。

以上のことから教育委員としてふさわしいと判断し、今回2期目の議会の同意をお願いしたく、上程するものです。

任期は皆さんの同意が得られた後、辞令交付を行い、それから4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。渡邊恵之助さんを教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） ちょっと待ってください。

起立多数。よって渡邊恵之助さんを教育委員会委員に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。二、三分です。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時19分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。発議第1号を追加日程第2として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程表のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって追加日程第2を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 追加日程第2、発議第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 14番。提案理由の説明をいたします。

今国会で審議されている法案について、なぜ今地方議会が声を上げなければならないか、少し説明をしたいと思います。

法案の内容が憲法違反である、こういった声が非常に大きい。これが第1点であります。その内容と審議運営が多く国民の声を無視した形で強行されて、議論がかみ合わなくても数の力でごり押的に進めようとしている点、民主主義の危機を感じるからであります。

私自身、政治の世界に身を置いて44年になります。町議として37年が終わろうとしています。私もこれまでいろいろな集会に参加をしてきましたけれども、今国会周辺で連日多くの人が抗議しているこの姿は、これまでと全く質の違うものであります。普通の主婦やサラリーマン、青年、学生からお年寄りまで、小さな子供を抱えたママたち、誰に組織されたわけでもなく、この国が戦争に向かっては嫌だ、憲法9条を守れ、この思いで集まっています。

一昨日、中央公聴会が開かれ、昨日横浜で地方公聴会が開かれました。公聴会というのは、多くの国民の皆さんの意見を直接聞き、法案審議に反映させるというものであります。ところが、政府与党はスケジュールとして公聴会をこなし、数の力で強引に採決に持ち込む、この手法であります。公聴会で意見を述べた方々にも失礼であります。

同僚議員の皆さん、皆さんも町の福祉向上や地域の方々の要望を受けて、少しでも町政を通じて要望を実現したいとの思いの中で議員になられていることと思います。方法はさまざま、自民党から共産党まで各種団体の応援を受けて、何を主張しても命までとられることはない、それが民主主義であります。平和憲法に守られているからこそできる活動であります。

しかし、その憲法が壊されようとしています。戦争は何も生み出さない。残るのは憎しみの連鎖、これを生むだけあります。犠牲になるのはいつの時代でも庶民であり、弱い立場の人々です。本当の民主政治とは、主権者である国民の声をきちんと反映させ、執行するものであります。

法案の採決をめぐる情勢が緊迫する中、各社の世論調査、これが発表されております。9月12、13日の朝日新聞社の調査では、今国会の成立に賛成が29%、反対が54%。同法案の国会での審議が尽くされていない、これが75%。今、国会での成立は必要ない、これが68%で

ありました。

テレビ朝日の調査では、安倍内閣が同法案について国民に十分説明していると思わない、これが80%、思うは11%でした。

産経新聞社のFNNの合同調査でも、今の国会の成立に59.9%が反対、賛成は32.4%。

NHK調査、11日から13日にかけて行われたものでも、今の国会で成立させるという政府与党の方針に反対が45%、賛成が19%。国会の審議が尽くされていない、このように述べている方々は58%でありました。

TBS調査、5日から6日のものでも、政府の説明が不十分、これが83%に上っております。

同僚議員の皆さん、地方の議会であっても政治を志している者の姿勢が鋭く問われております。憲法を守り、平和を守る立場に身を置くのか。憲法を壊して戦争する国づくりの立場に身を置くのかであります。この瞬間に生きる政治家として、子や孫に胸を張って説明できる賢明な判断を期待をして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する……。

（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○13番（森 佐衛君） 13番、森ですけれども、ただいまの畑場議員から提案理由の説明、意見書ありましたけれども、5時ちょっと前に国会で可決されたということですので、採決しても意味がないと思うんですけれども、その取り扱いについて検討してほしいのですが。

○議長（島崎保幸君） 可決されましたか。

○13番（森 佐衛君） されたそうです。

（「委員会でね」と呼ぶ者あり）

○13番（森 佐衛君） 第1委員会で5時ちょっと前に可決されたそうですので。

○議長（島崎保幸君） 委員会でしょう。

○13番（森 佐衛君） だから、ちょっと検討願います

○議長（島崎保幸君） 畑場さんの立場は、委員会は知っていますよね。

○14番（畑場博敏君） はい、知っています。

○議長（島崎保幸君） 本会議ではないので、まだ正式ではないという立場ですよ。

○14番（畑場博敏君） そうです。

○議長（島崎保幸君） でありますので、採決いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○10番（藤井敏憲君） この日程的な問題で、安全保障関連法案の廃案ということで署名して、一宮町議会から出すことだと思っんですけども、時間的に間に合うんですか。今週中に、新聞、テレビで見ると……。

（「追加説明します」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） じゃ、説明させます。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） ただいまのご心配ももっともだと思います。先ほど5時ちょっと前に安保法制の委員会では、参議院の委員会では自民、公明の賛成で可決をしたというニュースを今副議長から見せてもらいました。

その後、今度本会議とか、そういうことになります。ここでもし皆さんのご賛同で可決していただいて、ただそれが今時間的に間に合わないとか、そういうことでありましたら、議長と賛同者の皆さん含めて相談をして、一宮町議会が出す意見ですから恥ずかしくないように対処するというご理解願いたいと思います。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） では、なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） これより追加日程第2、発議第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立少数。よって本案は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成27年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 5時28分